現 行

(手数料の徴収)

第2条 県は、次の各号に掲げる事務につき、そ れぞれ当該各号に定める手数料を徴収する。こ の場合における当該手数料の金額は、当該各号 に特別の計算単位の定めのあるものについては その計算単位につき、その他のものについては 1件につきそれぞれ当該各号に定める額とす る。

(1) から(228) の2の7 -略-

(228)の3 介護 介護支援 69,500円 保険法第69条の 専門員実 2第1項の規定 務研修手 に基づく介護支 数料 援専門員実務研 修の実施

(228) の4から (228) の6 一略一

(228)の7 介護 介護支援 36,000円 保険法第69条の 専門員再 7第2項の規定 研修手数 に基づく介護保 料 険法施行規則 (平成11年厚生 省令第36号)第 113条の16第1 項に規定する再 研修の実施

(228) の8から (228) の9 -略-

(228)の10 介護 介護支援 次の表の 保険法第69条の専門員更 左欄に掲 8第2項の規定 新研修手 げる区分 に基づく更新研 数料 修の実施

に応じそ れぞれ同 表の右欄 に定める 額

区分	金額
イ 介護支援専門員証の交付を	36,000円
受けてからその有効期間が経	
過するまでの間(以下「介護	
支援専門員証有効期間」とい	
う。) に介護支援専門員として	
実務に従事した経験を有しな	
い者を対象とするもの	

改正案

(手数料の徴収)

第2条 県は、次の各号に掲げる事務につき、そ れぞれ当該各号に定める手数料を徴収する。こ の場合における当該手数料の金額は、当該各号 に特別の計算単位の定めのあるものについては その計算単位につき、その他のものについては 1件につきそれぞれ当該各号に定める額とす る。

(1) から (232) の2の7 -略-

(228)の3 介護 介護支援 47,000円 保険法第69条の 専門員実 2第1項の規定 務研修手 に基づく介護支 数料 援専門員実務研 修の実施

(228) の4から(228) の6 -略-

(228)の7 介護 介護支援 24,000円 保険法第69条の 専門員再 7第2項の規定 研修手数 に基づく介護保 料 険法施行規則 (平成11年厚生 省令第36号)第 113条の16第1 項に規定する再 研修の実施

(228) の8から (228) の9 -略-

(228)の10 介護 介護支援 次の表の 保険法第69条の 専門員更 左欄に掲 8第2項の規定 新研修手 げる区分 に基づく更新研 数料 修の実施

に応じそ れぞれ同 表の右欄 に定める 額

区分	金額
イ 介護支援専門員証の交付を	24,000円
受けてからその有効期間が経	
過するまでの間(以下「介護	
支援専門員証有効期間」とい	
う。)に介護支援専門員として	
実務に従事した経験を有しな	
い者を対象とするもの	

(手数料の納付の特例)

(手数料の納付の特例)

第3条 1から8 -略-

9 介護保険法第69条の33第1項の規定により知 事が同項に規定する研修事務を同項に規定する指定 研修実施機関に行わせることとした場合における介 護支援専門員実務研修手数料、介護支援専門員再研修 手数料及び介護支援専門員更新研修手数料は、当該指 定研修実施機関に納めるものとする。この場合におい て、当該指定研修実施機関に納められた介護支援専門 員実務研修手数料、介護支援専門員再研修手数料及び 介護支援専門員更新研修手数料は、その収入とする。

第3条 1から8 -略-

介護保険法第69条の33第1項の規定により知事が同項に規定する研修事務を同項に規定する指定研修実施機関に行わせることとした場合における介護支援専門員実務研修手数料、介護支援専門員更新研修手数料、介護支援専門員専門研修手数料、主任介護支援専門員研修手数料及び主任介護支援専門員更新研修手数料は、当該指定研修実施機関に納めるものとする。この場合において、当該指定研修実施機関に納められた介護支援専門員実務研修手数料、介護支援専門員再研修手数料、介護支援専門員更新研修手数料、介護支援専門員専門研修手数料、主任介護支援専門員研修手数料及び主任介護支援専門員更新研修手数料及び主任介護支援専門員更新研修手数料及び主任介護支援専門員更新研修手数料及び主任介護支援専門員更新研修手数料といる。

現 行

改正案

(日常生活における排出削減)

第11条 県民は、住宅のエネルギー消費性能(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 (エトレード) は (エトレード)

(平成27年法律第53号)第2条第1項第2号に 規定するエネルギー消費性能をいう。次項において同じ。)の向上、自転車又は公共交通機関 の利用、廃棄物の発生の抑制その他の日常生活 における温室効果ガスの排出の量の削減に資す る行動の選択に配慮するように努めるものとす る。

2 一略一

(日常生活における排出削減)

第11条 県民は、住宅のエネルギー消費性能(<u>建</u> <u>築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法</u> <u>律</u>(平成27年法律第53号)第2条第1項第2号 に規定するエネルギー消費性能をいう。次項に おいて同じ。)の向上、自転車又は公共交通機 関の利用、廃棄物の発生の抑制その他の日常生 活における温室効果ガスの排出の量の削減に資 する行動の選択に配慮するように努めるものと する。

2 一略一

山形県婦人保護施設金谷寮条例の一部を改正する条例(案)新旧対照表

行 現

山形県女性自立支援施設条例

山形県婦人保護施設金谷寮条例

(設置)

第1条 売春防止法 (昭和31年法律第118号) 第36 第1条 困難な問題を抱える女性への支援に関す 条の規定に基づく要保護女子を収容保護するた めの施設として、山形県婦人保護施設金谷寮(以 下「金谷寮」という。) を山形市に置く。

(入寮の許可)

第2条 金谷寮に入寮しようとする者は、知事の|第2条 施設に入所しようとする者は、知事の許 許可を受けなければならない。

(退寮処分)

第3条 知事は、金谷寮の管理上支障があると認 第3条 知事は、施設の管理上支障があると認め

(設置)

る法律(令和4年法律第52号)第12条第1項に 規定する女性自立支援施設として、山形県女性 自立支援施設(以下「施設」という。)を山形 市に置く。

改正案

(入所の許可)

可を受けなければならない。

(退所処分)

める者に対しては、<u>退寮</u>を命ずることができる。 る者に対しては、<u>退所</u>を命ずることができる。

現 行 改正案

(既存病床数及び申請病床数の補正の基準)

第3条 法第7条の2第4項の規定により、知事第3条 法第7条の2第4項の規定により、知事 が同条第1項から第3項までの場合において当 該地域における既存の病床数及び当該申請に係 る病床数を算定するに当たっては、次に掲げる 基準に従い、補正を行うものとする。

- (1) -略-
- (2) 放射線治療病室の病床については、既存 の病床数及び当該申請に係る病床数に算定し ないこと。
- (3) -略-

(病院の人員の基準)

- 数は、次に掲げる従業者ごとに規則で定める。
 - $(1)\sim(3)$ -略-
 - (4) 栄養士
 - (5)及び(6) 一略一

(既存病床数及び申請病床数の補正の基準)

- が同条第1項から第3項までの場合において当 該地域における既存の病床数及び当該申請に係 る病床数を算定するに当たっては、次に掲げる 基準に従い、補正を行うものとする。
- (1) 一略一
- (2) 放射線治療病室(特別措置病室を除く。) の病床については、既存の病床数及び当該申 請に係る病床数に算定しないこと。
- (3) 一略一

(病院の人員の基準)

- 第6条 法第21条第1項第1号の条例で定める員幣6条 法第21条第1項第1号の条例で定める員 数は、次に掲げる従業者ごとに規則で定める。
 - $(1)\sim(3)$ -略-
 - (4) 栄養士又は管理栄養士
 - (5)及び(6) 一略一

行

改正案

(返還の猶予)

第9条 知事は、修学生であつた者が、次の各号のい第9条 知事は、修学生であつた者が、次の各号のい ずれかに該当するときは、当該各号に該当する間、 修学資金の返還の債務の履行を猶予するものとす る。

$(1) \sim (4)$ 一略一

(5) 看護職員養成施設を卒業した後、進学期 間等を除き、1年以内に助産師の免許を取得 し、かつ、当該免許を取得した後直ちに県内 の母子保健法(昭和40年法律第141号)第22条 に規定する母子健康包括支援センター(以下 「母子健康包括支援センター」という。)に おいて助産師の業務に従事し、引き続き母子 健康包括支援センターにおいて助産師の業務 に従事しているとき。

2 一略一

(返還の猶予)

ずれかに該当するときは、当該各号に該当する間、 修学資金の返還の債務の履行を猶予するものとす

$(1) \sim (4)$ 一略一

(5) 看護職員養成施設を卒業した後、進学期 間等を除き、1年以内に助産師の免許を取得 し、かつ、当該免許を取得した後直ちに県内 の児童福祉法(昭和22年12月法律第164号)第 10条の2第1項に規定するこども家庭センタ ー(以下「こども家庭センター」という。)に おいて助産師の業務に従事し、引き続きこど も家庭センターにおいて助産師の業務に従事 しているとき。

2 一略一

山形県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部 を改正する条例(案)新旧対照表

第1条関係(山形県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める 条例の一部改正)

> 現 行

改正案

(管理者)

第7条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事第7条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事 業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理 者を置かなければならない。ただし、指定訪問 介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指 定訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は同 一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従 事することができるものとする。

(指定訪問介護の具体的取扱方針)

第12条 訪問介護員等の行う指定訪問介護の方針第12条 訪問介護員等の行う指定訪問介護の方針 は、次に掲げるものとする。

(1)及び(2) 一略一

(3)及び(4) 一略一

(管理者)

第20条 基準該当訪問介護事業者は、基準該当訪第20条 基準該当訪問介護事業者は、基準該当訪 間介護事業所ごとに専らその職務に従事する管 理者を置かなければならない。ただし、基準該 当訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、 当該基準該当訪問介護事業所の他の職務に従事 し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等 の職務に従事することができるものとする。 (管理者)

第25条 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入第25条 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入 浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する常 勤の管理者を置かなければならない。ただし、 指定訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場 合は、当該指定訪問入浴介護事業所の他の職務 に従事し、又は<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、 施設等の職務に従事することができるものとす る。

(管理者)

業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理 者を置かなければならない。ただし、指定訪問 介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指 定訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は他 の事業所、施設等の職務に従事することができ るものとする。

(指定訪問介護の具体的取扱方針)

- は、次に掲げるものとする。
 - (1)及び(2) - 略-
 - (3) 指定訪問介護の提供に当たっては、当該 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保 護するため緊急やむを得ない場合を除き、身 体の拘束その他利用者の行動を制限する行為 (以下「身体的拘束等」という。) を行わな
 - (4) 身体的拘束等を行う場合には、その態様 及び時間、その際の利用者の心身の状況並び に緊急やむを得ない理由を記録すること。

(5)及び(6) -略-

(管理者)

間介護事業所ごとに専らその職務に従事する管 理者を置かなければならない。ただし、基準該 当訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、 当該基準該当訪問介護事業所の他の職務に従事 し、又は他の事業所、施設等の職務に従事する ことができるものとする。

(管理者)

浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する常 勤の管理者を置かなければならない。ただし、 指定訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場 合は、当該指定訪問入浴介護事業所の他の職務 に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従 事することができるものとする。

(指定訪問入浴介護の具体的取扱方針)

介護の方針は、次に掲げるものとする。

(1)及び(2) -略-

 $(3) \sim (5)$ -略-

(管理者)

第33条 基準該当訪問入浴介護事業者は、基準該第33条 基準該当訪問入浴介護事業者は、基準該 当訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従 事する管理者を置かなければならない。ただし、 基準該当訪問入浴介護事業所の管理上支障がな い場合は、当該基準該当訪問入浴介護事業所の 他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の 事業所、施設等の職務に従事することができる ものとする。

(管理者)

- 第38条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護ス第38条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護ス テーションごとに専らその職務に従事する常勤 の管理者を置かなければならない。ただし、指 定訪問看護ステーションの管理上支障がない場 合は、当該指定訪問看護ステーションの他の職 務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、 施設等の職務に従事することができるものとす る。
- 2及び3 一略一

(指定訪問看護の具体的取扱方針)

- 第41条 看護師等の行う指定訪問看護の方針は、 次に掲げるものとする。
 - (1)及び(2) 一略一

 $(3)\sim(5)$ 一略一

第49条 指定訪問リハビリテーションの提供は、|第49条 指定訪問リハビリテーションの提供は、

(指定訪問入浴介護の具体的取扱方針)

- 第28条 訪問入浴介護従業者の行う指定訪問入浴|第28条 訪問入浴介護従業者の行う指定訪問入浴 介護の方針は、次に掲げるものとする。
 - (1)及び(2) -略-
 - (3) 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体 を保護するため緊急やむを得ない場合を除 き、身体的拘束等を行わないこと。
 - (4) 身体的拘束等を行う場合には、その熊様 及び時間、その際の利用者の心身の状況並び に緊急やむを得ない理由を記録すること。

 $(5)\sim(7)$ 一略一

(管理者)

当訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従 事する管理者を置かなければならない。ただし、 基準該当訪問入浴介護事業所の管理上支障がな い場合は、当該基準該当訪問入浴介護事業所の 他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の 職務に従事することができるものとする。

(管理者)

テーションごとに専らその職務に従事する常勤 の管理者を置かなければならない。ただし、指 定訪問看護ステーションの管理上支障がない場 合は、当該指定訪問看護ステーションの他の職 務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に 従事することができるものとする。

2及び3 一略一

(指定訪問看護の具体的取扱方針)

- 第41条 看護師等の行う指定訪問看護の方針は、 次に掲げるものとする。
 - (1)及び(2) -略-
 - (3) 指定訪問看護の提供に当たっては、当該 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保 護するため緊急やむを得ない場合を除き、身 体的拘束等を行わないこと。
 - (4) 身体的拘束等を行う場合には、その態様 及び時間、その際の利用者の心身の状況並び に緊急やむを得ない理由を記録すること。

 $(5)\sim(7)$ 一略一

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行う ものとし、その方針は、次に掲げるものとする。 (1)及び(2) -略-

$(3)\sim(5)$ 一略一

(指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第57条 医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管第57条 医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管 理指導の方針は、次に掲げるものとする。

 $(1)\sim(3)$ 一略一

$(4)\sim(7)$ 一略一

- 2 薬剤師の行う指定居宅療養管理指導の方針2 薬剤師の行う指定居宅療養管理指導の方針 は、次に掲げるものとする。
 - (1)及び(2) 一略一

$(3)\sim(7)$ —略一

3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療|3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療 養管理指導の方針は、次に掲げるものとする。

(1)及び(2) 一略一

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行う ものとし、その方針は、次に掲げるものとする。

- (1)及び(2) 一略一
- (3) 指定訪問リハビリテーションの提供に当 たっては、当該利用者又は他の利用者等の生 命又は身体を保護するため緊急やむを得ない 場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。
- (4) 身体的拘束等を行う場合には、その態様 及び時間、その際の利用者の心身の状況並び に緊急やむを得ない理由を記録すること。

(5)~(7) 一略一

(指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針) 理指導の方針は、次に掲げるものとする。

- $(1)\sim(3)$ 一略一
- (4) 指定居宅療養管理指導の提供に当たって は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は 身体を保護するため緊急やむを得ない場合を 除き、身体的拘束等を行わないこと。
- (5) 身体的拘束等を行う場合には、その態様 及び時間、その際の利用者の心身の状況並び <u>に緊急やむを得</u>ない理由を記録すること。

 $(6)\sim(9)$ 一略一

- は、次に掲げるものとする。
 - (1)及び(2) -略-
 - (3) 指定居宅療養管理指導の提供に当たって は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は 身体を保護するため緊急やむを得ない場合を 除き、身体的拘束等を行わないこと。
 - (4) 身体的拘束等を行う場合には、その態様 及び時間、その際の利用者の心身の状況並び に緊急やむを得ない理由を記録すること。

 $(5)\sim(9)$ 一略一

- 養管理指導の方針は、次に掲げるものとする。
- (1)及び(2) 一略一
- (3) 指定居宅療養管理指導の提供に当たって は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は 身体を保護するため緊急やむを得ない場合を 除き、身体的拘束等を行わないこと。
- (4) 身体的拘束等を行う場合には、その態様 及び時間、その際の利用者の心身の状況並び に緊急やむを得ない理由を記録すること。

(3)及び(4) 一略一

(管理者)

第63条 指定通所介護事業者は、指定通所介護事第63条 指定通所介護事業者は、指定通所介護事 業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理 者を置かなければならない。ただし、指定通所 介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指 定通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同 一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従 事することができるものとする。

(指定通所介護の具体的取扱方針)

第66条 指定通所介護の方針は、次に掲げるもの第66条 指定通所介護の方針は、次に掲げるもの とする。

(1)及び(2) -略-

(3)及び(4) 一略一

(管理者)

第83条 基準該当通所介護事業者は、基準該当通第83条 基準該当通所介護事業者は、基準該当通 所介護事業所ごとに、専らその職務に従事する 管理者を置かなければならない。ただし、基準 該当通所介護事業所の管理上支障がない場合 は、当該基準該当通所介護事業所の他の職務に 従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施 設等の職務に従事することができるものとす

(指定通所リハビリテーションの具体的取扱方 針)

第90条 指定通所リハビリテーションの方針は、 次に掲げるものとする。

(1)及び(2) 一略一

(3)及び(4) 一略一 (管理者)

(5)及び(6) 一略一

(管理者)

業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理 者を置かなければならない。ただし、指定通所 介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指 定通所介護事業所の他の職務に従事し、又はる 他の事業所、施設等の職務に従事することがで きるものとする。

(指定通所介護の具体的取扱方針)

- とする。
 - (1)及び(2) -略-
 - (3) 指定通所介護の提供に当たっては、当該 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保 護するため緊急やむを得ない場合を除き、身 体的拘束等を行わないこと。
 - (4) 身体的拘束等を行う場合には、その態様 及び時間、その際の利用者の心身の状況並び に緊急やむを得ない理由を記録すること。

(5)及び(6) -略-(管理者)

所介護事業所ごとに、専らその職務に従事する 管理者を置かなければならない。ただし、基準 該当通所介護事業所の管理上支障がない場合 は、当該基準該当通所介護事業所の他の職務に 従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事 することができるものとする。

(指定通所リハビリテーションの具体的取扱方 針)

- 第90条 指定通所リハビリテーションの方針は、 次に掲げるものとする。
 - (1)及び(2) -略-
 - (3) 指定通所リハビリテーションの提供に当 たっては、当該利用者又は他の利用者等の生 命又は身体を保護するため緊急やむを得ない 場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。
 - (4) 身体的拘束等を行う場合には、その態様 及び時間、その際の利用者の心身の状況並び に緊急やむを得ない理由を記録すること。

(5)及び(6) -略-(管理者)

期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従 事する常勤の管理者を置かなければならない。 ただし、指定短期入所生活介護事業所の管理上 支障がない場合は、当該指定短期入所生活介護 事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内に ある他の事業所、施設等の職務に従事すること ができるものとする。

(指定短期入所生活介護の取扱方針)

第101条 一略一

2及び3 一略一

所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又 は他の利用者等の生命又は身体を保護するため 緊急やむを得ない場合を除き、身体の拘束その 他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的 拘束等」という。)を行ってはならない。

5及び6 一略一

(管理者)

- 第114条 基準該当短期入所生活介護事業者は、基第114条 基準該当短期入所生活介護事業者は、基 準該当短期入所生活介護事業所ごとに専らその 職務に従事する管理者を置かなければならな い。ただし、基準該当短期入所生活介護事業所 の管理上支障がない場合は、当該基準該当短期 入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は 同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に 従事することができるものとする。
- (以下「指定短期入所療養介護事業者」という。) は、当該事業を行う事業所(以下「指定短期入 所療養介護事業所」という。)ごとに、次の各 号に掲げる指定短期入所療養介護事業所の種類 の区分に応じ、当該各号に定める指定短期入所 療養介護の提供に当たる従業者(以下「短期入 所療養介護従業者」という。) を置かなければ ならない。
 - (1)一略一
 - (2) 健康保険法等の一部を改正する法律(平 成18年法律第83号) 附則第130条の2第1項の 規定によりなおその効力を有することとされ た同法第26条の規定による改正前の法(以下 「平成18年旧介護保険法」という。) 第48条 第1項第3号に規定する指定介護療養型医療 施設(以下「指定介護療養型医療施設」とい

第97条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短第97条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短 期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従 事する常勤の管理者を置かなければならない。 ただし、指定短期入所生活介護事業所の管理上 支障がない場合は、当該指定短期入所生活介護 事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、 施設等の職務に従事することができるものとす る。

(指定短期入所生活介護の取扱方針)

第101条 一略一

2及び3 一略一

4 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入 4 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入 所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又 は他の利用者等の生命又は身体を保護するため 緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を 行ってはならない。

5及び6 一略一

(管理者)

- 準該当短期入所生活介護事業所ごとに専らその 職務に従事する管理者を置かなければならな い。ただし、基準該当短期入所生活介護事業所 の管理上支障がない場合は、当該基準該当短期 入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は 他の事業所、施設等の職務に従事することがで きるものとする。
- 第119条 指定短期入所療養介護の事業を行う者第119条 指定短期入所療養介護の事業を行う者 (以下「指定短期入所療養介護事業者」という。) は、当該事業を行う事業所(以下「指定短期入 所療養介護事業所」という。) ごとに、次の各 号に掲げる指定短期入所療養介護事業所の種類 の区分に応じ、当該各号に定める指定短期入所 療養介護の提供に当たる従業者(以下「短期入 所療養介護従業者」という。)を置かなければ ならない。

(1) 一略一

- う。)である指定短期入所療養介護事業所 医 師、薬剤師、看護職員、介護職員、栄養士及 び理学療法士又は作業療法士
- (3) 療養病床(医療法(昭和23年法律第205 号) 第7条第2項第4号に規定する療養病床 をいう。以下同じ。)を有する病院又は診療 所(前号に該当するものを除く。)である指 定短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、 看護職員、介護職員(同法に規定する看護補 助者をいう。)、栄養士及び理学療法士又は 作業療法士
- (4) 診療所(前2号に該当するものを除く。) である指定短期入所療養介護事業所 看護職 員又は介護職員

(5) 一略一

2及び3 一略一

- 第120条 指定短期入所療養介護事業所の設備に第120条 指定短期入所療養介護事業所の設備に 療養介護事業所の種類の区分に応じ、当該各号 に定めるところによる。
 - (1) -略-
 - (2) 指定介護療養型医療施設である指定短期 入所療養介護事業所 平成18年旧介護保険法 に規定する指定介護療養型医療施設として必 要とされる設備(ユニット型指定介護療養型 医療施設(山形県指定介護療養型医療施設の 人員、設備及び運営に関する基準を定める条 例(平成24年12月県条例第76号)第17条第1 項に規定するユニット型指定介護療養型医療 施設をいう。以下同じ。) に関するものを除 く。)を有すること。
 - (3) 療養病床を有する病院又は診療所(前号 に該当するものを除く。) である指定短期入 所療養介護事業所 医療法に規定する療養病 床を有する病院又は診療所として必要とされ る設備を有すること。
 - (4) 診療所(前2号に該当するものを除く。) である指定短期入所療養介護事業所 浴室及 び機能訓練を行うための場所を有するほか、 規則で定める要件に適合すること。

(5) 一略一

2 前項第3号及び第4号に該当する指定短期入2 前項第2号及び第3号に該当する指定短期入 所療養介護事業所にあっては、同項に定めるも

- (2) 療養病床(医療法(昭和23年法律第205 号) 第7条第2項第4号に規定する療養病床 をいう。以下同じ。)を有する病院又は診療 所である指定短期入所療養介護事業所 医 師、薬剤師、看護職員、介護職員(同法に規 定する看護補助者をいう。)、栄養士及び理 学療法士又は作業療法士
- (3) 診療所(前号に該当するものを除く。) である指定短期入所療養介護事業所 看護職 員又は介護職員

(4) - 略-

2及び3 一略一

関する基準は、次の各号に掲げる指定短期入所 関する基準は、次の各号に掲げる指定短期入所 療養介護事業所の種類の区分に応じ、当該各号 に定めるところによる。

(1) -略-

- (2) 療養病床を有する病院又は診療所である 指定短期入所療養介護事業所 医療法に規定 する療養病床を有する病院又は診療所として 必要とされる設備を有すること。
- (3) 診療所(前号に該当するものを除く。) である指定短期入所療養介護事業所 浴室及 び機能訓練を行うための場所を有するほか、 規則で定める要件に適合すること。

(4) 一略一

所療養介護事業所にあっては、同項に定めるも ののほか、消火設備その他の非常災害に際して ののほか、消火設備その他の非常災害に際して

必要な設備を有しなければならない。

3 一略一

(指定短期入所療養介護の取扱方針)

第127条 ユニット型指定短期入所療養介護の事第127条 ユニット型指定短期入所療養介護の事 業を行う者(以下「ユニット型指定短期入所療 養介護事業者」という。) が当該事業を行う事 業所(以下「ユニット型指定短期入所療養介護 事業所」という。)の設備に関する基準は、次 の各号に掲げるユニット型指定短期入所療養介 護事業所の種類の区分に応じ、当該各号に定め るところによる。

(1) -略-

- (2) 指定介護療養型医療施設であるユニット 型指定短期入所療養介護事業所 平成18年旧 介護保険法に規定する指定介護療養型医療施 設として必要とされる設備(ユニット型指定 介護療養型医療施設に関するものに限る。) を有すること。
- (3) 療養病床を有する病院であるユニット型 指定短期入所療養介護事業所 平成18年旧介 護保険法に規定する指定介護療養型医療施設 として必要とされる設備(ユニット型指定介 護療養型医療施設(療養病床を有する病院に 限る。)に関するものに限る。)を有するこ と。
- (4) 療養病床を有する診療所であるユニッ 卜型指定短期入所療養介護事業所 平成18年 旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療 施設として必要とされる設備(ユニット型指 定介護療養型医療施設(療養病床を有する診 療所に限る。) に関するものに限る。) を有 すること。

(5) 一略一

必要な設備を有しなければならない。

3 一略一

(指定短期入所療養介護の取扱方針)

業を行う者(以下「ユニット型指定短期入所療 養介護事業者」という。)が当該事業を行う事 業所(以下「ユニット型指定短期入所療養介護 事業所」という。) の設備に関する基準は、次 の各号に掲げるユニット型指定短期入所療養介 護事業所の種類の区分に応じ、当該各号に定め るところによる。

(1) 一略一

- (2) 療養病床を有する病院であるユニット型 指定短期入所療養介護事業所 ユニット及び 浴室を有すること。
- (3) 療養病床を有する診療所であるユニット 型指定短期入所療養介護事業所 ユニット及 び浴室を有すること。

(4) - 略-

- 2 前項第2号及び第3号に規定する浴室は、専 ら当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所 の用に供するものでなければならない。ただし、 利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に 支障がない場合は、この限りでない。
- 3 第1項第2号及び第3号に該当するユニット 型指定短期入所療養介護事業所にあっては、前 2項に定めるもののほか、消火設備その他の非 常災害に際して必要な設備を設けなければなら ない。
- 4 前3項に定めるもののほか、ユニット型指定

2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユ|5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユ ニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者 (指定介護予防サービス等基準条例第121条第 1項に規定するユニット型指定介護予防短期入 所療養介護事業者をいう。) の指定を受け、か つ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業及 びユニット型指定介護予防短期入所療養介護の 事業(指定介護予防サービス等基準条例第119 条に規定するユニット型指定介護予防短期入所 療養介護の事業をいう。) が同一の事業所にお いて一体的に運営されている場合は、<u>同項</u>に規 定する設備に関する基準を満たすことをもっ て、<u>前項</u>に規定する基準を満たしているものと みなすことができる。

(管理者)

第133条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、第133条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、 指定特定施設ごとに専らその職務に従事する管 理者を置かなければならない。ただし、指定特 定施設の管理上支障がない場合は、当該指定特 定施設における他の職務に従事し、又は同一敷 地内にある他の事業所、施設等の職務に従事す ることができるものとする。

(管理者)

第143条 外部サービス利用型指定特定施設入居第143条 外部サービス利用型指定特定施設入居 者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに専ら その職務に従事する管理者を置かなければなら ない。ただし、指定特定施設の管理上支障がな い場合は、当該指定特定施設における他の職務 に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、 施設等の職務に従事することができるものとす る。

(管理者)

第151条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用第151条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用 具貸与事業所ごとに専らその職務に従事する常 勤の管理者を置かなければならない。ただし、 指定福祉用具貸与事業所の管理上支障がない場 合は、当該指定福祉用具貸与事業所の他の職務 に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、 施設等の職務に従事することができるものとす る。

(指定福祉用具貸与の具体的取扱方針)

短期入所療養介護事業所の設備の基準は、規則 で定める。

ニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者 (指定介護予防サービス等基準条例第121条第 1項に規定するユニット型指定介護予防短期入 所療養介護事業者をいう。) の指定を受け、か つ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業及 びユニット型指定介護予防短期入所療養介護の 事業(指定介護予防サービス等基準条例第119 条に規定するユニット型指定介護予防短期入所 療養介護の事業をいう。) が同一の事業所にお いて一体的に運営されている場合は、指定介護 予防サービス等基準条例第121条第1項から第 4項までに規定する設備に関する基準を満たす ことをもって、前各項に規定する基準を満たし ているものとみなすことができる。

(管理者)

指定特定施設ごとに専らその職務に従事する管 理者を置かなければならない。ただし、指定特 定施設の管理上支障がない場合は、当該指定特 定施設における他の職務に従事し、又は他の事 業所、施設等の職務に従事することができるも のとする。

(管理者)

者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに専ら その職務に従事する管理者を置かなければなら ない。ただし、指定特定施設の管理上支障がな い場合は、当該指定特定施設における他の職務 に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従 事することができるものとする。

(管理者)

具貸与事業所ごとに専らその職務に従事する常 勤の管理者を置かなければならない。ただし、 指定福祉用具貸与事業所の管理上支障がない場 合は、当該指定福祉用具貸与事業所の他の職務 に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従 事することができるものとする。

(指定福祉用具貸与の具体的取扱方針)

具貸与の方針は、次に掲げるものとする。

(1) - 略-

 $(2)\sim(4)$ 一略一

(5)及び(6) 一略一

第161条 指定居宅サービスに該当する特定福祉第161条 指定居宅サービスに該当する特定福祉 用具販売(以下「指定特定福祉用具販売」とい う。) の事業は、要介護状態となった場合にお いても、その利用者ができる限りその居宅にお いて、その有する能力に応じ自立した日常生活 を営むことができるよう、利用者の心身の状況、 希望及びその置かれている環境を踏まえた適切 な特定福祉用具(法第8条第13項の規定により 厚生労働大臣が定める特定福祉用具をいう。以 下この章において同じ。)の選定の援助、取付 け、調整等を行い、特定福祉用具を販売するこ とにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、 その機能訓練に資するとともに、利用者を介護 する者の負担の軽減を図るものでなければなら ない。

(管理者)

第154条 福祉用具専門相談員の行う指定福祉用第154条 福祉用具専門相談員の行う指定福祉用 具貸与の方針は、次に掲げるものとする。

- (1) 略-
- (2) 福祉用具であって特定福祉用具(法第8 条第13項の規定により厚生労働大臣が定める 特定福祉用具をいう。次章において同じ。) であるもの(以下「対象福祉用具」という。) に係る指定福祉用具貸与の提供に当たって は、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定 福祉用具販売のいずれかを選択できることに ついて十分な説明を行った上で、利用者の当 該選択に当たって必要な情報を提供するとと もに、医師、理学療法士、作業療法士、言語 聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付け た指定居宅サービス等の担当者その他の関係 者の意見及び利用者の身体の状況等を踏ま え、提案を行うこと。

 $(3)\sim(5)$ 一略一

- (6) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体 <u>を保護するため緊急やむを得ない場合を除</u> き、身体的拘束等を行わないこと。
- (7) 身体的拘束等を行う場合には、その態様 及び時間、その際の利用者の心身の状況並び <u>に緊急やむを得ない理由を</u>記録すること。

(8)及び(9) 一略一

用具販売(以下「指定特定福祉用具販売」とい う。) の事業は、要介護状態となった場合にお いても、その利用者ができる限りその居宅にお いて、その有する能力に応じ自立した日常生活 を営むことができるよう、利用者の心身の状況、 希望及びその置かれている環境を踏まえた適切 な特定福祉用具の選定の援助、取付け、調整等 を行い、特定福祉用具を販売することにより、 利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓 練に資するとともに、利用者を介護する者の負 担の軽減を図るものでなければならない。

(管理者)

第163条 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特第163条 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特 定福祉用具販売事業所ごとに専らその職務に従 定福祉用具販売事業所ごとに専らその職務に従 事する常勤の管理者を置かなければならない。 ただし、指定特定福祉用具販売事業所の管理上 支障がない場合は、当該指定特定福祉用具販売 事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内に ある他の事業所、施設等の職務に従事すること ができるものとする。

(指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針) 第165条 福祉用具専門相談員の行う指定特定福第165条 福祉用具専門相談員の行う指定特定福 祉用具販売の方針は、次に掲げるものとする。

(1) 一略一

(2)及び(3) - 略-

(4) 一略一

事する常勤の管理者を置かなければならない。 ただし、指定特定福祉用具販売事業所の管理上 支障がない場合は、当該指定特定福祉用具販売 事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、 施設等の職務に従事することができるものとす る。

(指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針) 祉用具販売の方針は、次に掲げるものとする。

(1) -略-

(2) 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販 売の提供に当たっては、利用者が指定福祉用 具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれか を選択できることについて十分な説明を行っ た上で、利用者の当該選択に当たって必要な 情報を提供するとともに、医師、理学療法士、 作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画 の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担 当者その他の関係者の意見及び利用者の身体 の状況等を踏まえ、提案を行うこと。

(3)及び(4) -略-

- (5) 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販 売の提供に当たっては、利用者等からの要請 等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を 確認するよう努めるとともに、必要な場合は、 使用方法の指導、修理等を行うよう努めるこ
- (6) 指定特定福祉用具販売の提供に当たって は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は 身体を保護するため緊急やむを得ない場合を 除き、身体的拘束等を行わないこと。
- (7) 身体的拘束等を行う場合には、その態様 及び時間、その際の利用者の心身の状況並び に緊急やむを得ない理由を記録すること。

(8) 一略一

第2条関係(山形県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める 条例の一部を改正する条例の一部改正)

改正案 現 行 附則 附則 -略-- 略 -

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日ま2 この条例の施行の日から令和9年3月31日ま での間、改正後の山形県指定居宅サービス等の での間、改正後の山形県指定居宅サービス等の 事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定 事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定

める条例(以下「新条例」という。)第4条第 3項、第14条第3項(新条例第18条の3、第22 条、第31条、第35条、第44条、第52条、第60条 及び第167条において準用する場合を含む。) 第17条の2 (新条例第18条の3、第22条、第31 条、第35条、第44条、第52条、第60条、第71条、 第73条、第85条、第94条、第104条(新条例第111 条において準用する場合を含む。)、第111条の 3、第117条、第124条(新条例第130条において 準用する場合を含む。)、第140条、第148条、 第158条、第160条及び第167条において準用する 場合を含む。)、第69条第2項(新条例第73条、 第85条、第104条(新条例第111条において準用 する場合を含む。)、第111条の3、第117条、 第140条及び第148条において準用する場合を含 む。)、第92条第2項(新条例第124条(新条例 第130条において準用する場合を含む。) におい て準用する場合を含む。)及び第156条第6項(新 条例第160条において準用する場合を含む。)の 規定の適用については、これらの規定中「講じ なければ」とあるのは、「講じるよう努めなけ れば」とする。

める条例(以下「新条例」という。)第4条第3項(新条例第54条第1項に規定する指定居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限る。)、第17条の2(新条例第60条において準用する場合に限る。)及び第58条の規定の適用については、新条例第4条第3項及び第17条の2中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、新条例第58条中「事業の」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関し規程を定めておくよう努めるとともに、事業の」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

山形県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に 係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条 例(案)新旧対照表

第1条関係(山形県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防 サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改 正)

> 現 行

改正案

(管理者)

定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに専らその 職務に従事する常勤の管理者を置かなければな らない。ただし、指定介護予防訪問入浴介護事 業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護 予防訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、 又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職 務に従事することができるものとする。

(管理者)

第33条 基準該当介護予防訪問入浴介護事業者 第33条 基準該当介護予防訪問入浴介護事業者 は、基準該当介護予防訪問入浴介護事業所ごと に専らその職務に従事する管理者を置かなけれ ばならない。ただし、基準該当介護予防訪問入 浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該 基準該当介護予防訪問入浴介護事業所の他の職 務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、 施設等の職務に従事することができるものとす る。

(管理者)

第38条 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介|第38条 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介 護予防訪問看護ステーションごとに専らその職 務に従事する常勤の管理者を置かなければなら ない。ただし、指定介護予防訪問看護ステーシ ョンの管理上支障がない場合は、当該指定介護 予防訪問看護ステーションの他の職務に従事 し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等 の職務に従事することができるものとする。

2及び3 一略一

(管理者)

第87条 指定介護予防短期入所生活介護事業者第87条 指定介護予防短期入所生活介護事業者 は、指定介護予防短期入所生活介護事業所ごと に専らその職務に従事する常勤の管理者を置か なければならない。ただし、指定介護予防短期 入所生活介護事業所の管理上支障がない場合 は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所

(管理者)

第25条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指第25条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指 定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに専らその 職務に従事する常勤の管理者を置かなければな らない。ただし、指定介護予防訪問入浴介護事 業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護 予防訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、 又は他の事業所、施設等の職務に従事すること ができるものとする。

(管理者)

は、基準該当介護予防訪問入浴介護事業所ごと に専らその職務に従事する管理者を置かなけれ ばならない。ただし、基準該当介護予防訪問入 浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該 基準該当介護予防訪問入浴介護事業所の他の職 務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に 従事することができるものとする。

(管理者)

護予防訪問看護ステーションごとに専らその職 務に従事する常勤の管理者を置かなければなら ない。ただし、指定介護予防訪問看護ステーシ ョンの管理上支障がない場合は、当該指定介護 予防訪問看護ステーションの他の職務に従事 し、又は他の事業所、施設等の職務に従事する ことができるものとする。

2及び3 一略一

(管理者)

は、指定介護予防短期入所生活介護事業所ごと に専らその職務に従事する常勤の管理者を置か なければならない。ただし、指定介護予防短期 入所生活介護事業所の管理上支障がない場合 は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所 の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある</u>他 の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等

の事業所、施設等の職務に従事することができ るものとする。

(管理者)

- 第106条 基準該当介護予防短期入所生活介護事第106条 基準該当介護予防短期入所生活介護事 業者は、基準該当介護予防短期入所生活介護事 業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置 かなければならない。ただし、基準該当介護予 防短期入所生活介護事業所の管理上支障がない 場合は、当該基準該当介護予防短期入所生活介 護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内 にある他の事業所、施設等の職務に従事するこ とができるものとする。
- 第111条 指定介護予防短期入所療養介護の事業 第111条 指定介護予防短期入所療養介護の事業 を行う者(以下「指定介護予防短期入所療養介 護事業者」という。)は、当該事業を行う事業 所(以下「指定介護予防短期入所療養介護事業 所」という。) ごとに、次の各号に掲げる指定 介護予防短期入所療養介護事業所の種類の区分 に応じ、当該各号に定める指定介護予防短期入 所療養介護の提供に当たる従業者(以下「介護 予防短期入所療養介護従業者」という。)を置 かなければならない。

-略-(1)

- (2) 健康保険法等の一部を改正する法律(平 成18年法律第83号) 附則第130条の2第1項の 規定によりなおその効力を有することとされ た同法第26条の規定による改正前の法(以下 「平成18年旧介護保険法」という。)第48条 第1項第3号に規定する指定介護療養型医療 施設(以下「指定介護療養型医療施設」とい う。)である指定介護予防短期入所療養介護 事業所 医師、薬剤師、看護職員、介護職員 栄養士及び理学療法士又は作業療法士
- (3) 療養病床(医療法(昭和23年法律第205 号) 第7条第2項第4号に規定する療養病床 をいう。以下同じ。)を有する病院又は診療 所(前号に該当するものを除く。)である指 定介護予防短期入所療養介護事業所 医師、 薬剤師、看護職員、介護職員(同法に規定す る看護補助者をいう。)、栄養士及び理学療 法士又は作業療法士
- (4) 診療所(前2号に該当するものを除く。) である指定介護予防短期入所療養介護事業所 看護職員又は介護職員

の職務に従事することができるものとする。

(管理者)

- 業者は、基準該当介護予防短期入所生活介護事 業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置 かなければならない。ただし、基準該当介護予 防短期入所生活介護事業所の管理上支障がない 場合は、当該基準該当介護予防短期入所生活介 護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、 施設等の職務に従事することができるものとす
- を行う者(以下「指定介護予防短期入所療養介 護事業者」という。)は、当該事業を行う事業 所(以下「指定介護予防短期入所療養介護事業 所」という。) ごとに、次の各号に掲げる指定 介護予防短期入所療養介護事業所の種類の区分 に応じ、当該各号に定める指定介護予防短期入 所療養介護の提供に当たる従業者(以下「介護 予防短期入所療養介護従業者」という。)を置 かなければならない。

(1) -略-

- (2) 療養病床(医療法(昭和23年法律第205 号) 第7条第2項第4号に規定する療養病床 をいう。以下同じ。)を有する病院又は診療 所である指定介護予防短期入所療養介護事業 所 医師、薬剤師、看護職員、介護職員(同 法に規定する看護補助者をいう。)、栄養士 及び理学療法士又は作業療法士
- (3) 診療所(前号に該当するものを除く。) である指定介護予防短期入所療養介護事業所 看護職員又は介護職員

(5) 一略一

2及び3 一略一

- 第112条 指定介護予防短期入所療養介護事業所第112条 指定介護予防短期入所療養介護事業所 の設備に関する基準は、次の各号に掲げる指定 介護予防短期入所療養介護事業所の種類の区分 に応じ、当該各号に定めるところによる。
 - -略-(1)
 - (2) 指定介護療養型医療施設である指定介護 予防短期入所療養介護事業所 平成18年旧介 護保険法に規定する指定介護療養型医療施設 として必要とされる設備(ユニット型指定介 護療養型医療施設(山形県指定介護療養型医 療施設の人員、設備及び運営に関する基準を 定める条例(平成24年12月県条例第76号)第 17条第1項に規定するユニット型指定介護療 養型医療施設をいう。以下同じ。) に関する ものを除く。)を有すること。
 - (3) 療養病床を有する病院又は診療所(前号 に該当するものを除く。)である指定介護予 防短期入所療養介護事業所 医療法に規定す る療養病床を有する病院又は診療所として必 要とされる設備を有すること。
 - (4) 診療所(前2号に該当するものを除く。) である指定介護予防短期入所療養介護事業所 浴室及び機能訓練を行うための場所を有する ほか、規則で定める要件に適合すること。

(5) 一略一

- 2 前項第3号及び第4号に該当する指定介護予2 防短期入所療養介護事業所にあっては、同項に 定めるもののほか、消火設備その他の非常災害 に際して必要な設備を有しなければならない。
- 3 一略一
- 第121条 ユニット型指定介護予防短期入所療養|第121条 ユニット型指定介護予防短期入所療養 介護の事業を行う者(以下「ユニット型指定介 護予防短期入所療養介護事業者」という。)が 当該事業を行う事業所(以下「ユニット型指定 介護予防短期入所療養介護事業所」という。) の設備に関する基準は、次の各号に掲げるユニ ット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の 種類の区分に応じ、当該各号に定めるところに よる。
 - (1)一略一
 - (2) 指定介護療養型医療施設であるユニット 型指定介護予防短期入所療養介護事業所平

(4) 一略一

2及び3 一略一

の設備に関する基準は、次の各号に掲げる指定 介護予防短期入所療養介護事業所の種類の区分 に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) -略-

- (2) 療養病床を有する病院又は診療所である 指定介護予防短期入所療養介護事業所 医療 法に規定する療養病床を有する病院又は診療 所として必要とされる設備を有すること。
- (3) 診療所(前号に該当するものを除く。) である指定介護予防短期入所療養介護事業所 浴室及び機能訓練を行うための場所を有する ほか、規則で定める要件に適合すること。

(4) - 略-

- 前項第2号及び第3号に該当する指定介護予 防短期入所療養介護事業所にあっては、同項に 定めるもののほか、消火設備その他の非常災害 に際して必要な設備を有しなければならない。
- 3 一略一
- 介護の事業を行う者(以下「ユニット型指定介 護予防短期入所療養介護事業者」という。)が 当該事業を行う事業所(以下「ユニット型指定 介護予防短期入所療養介護事業所」という。) の設備に関する基準は、次の各号に掲げるユニ ット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の 種類の区分に応じ、当該各号に定めるところに よる。
- (1)-略-
- (2) 療養病床を有する病院であるユニット型 指定介護予防短期入所療養介護事業所 ユニ

成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養 型医療施設として必要とされる設備(ユニッ ト型指定介護療養型医療施設に関するものに 限る。)を有すること。

- (3) 療養病床を有する病院であるユニット型 指定介護予防短期入所療養介護事業所 平成 18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型 医療施設として必要とされる設備(ユニット 型指定介護療養型医療施設(療養病床を有す る病院に限る。)に関するものに限る。)を 有すること。
- (4) 療養病床を有する診療所であるユニット 型指定介護予防短期入所療養介護事業所 平 成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養 型医療施設として必要とされる設備(ユニッ ト型指定介護療養型医療施設(療養病床を有 する診療所に限る。) に関するものに限る。) を有すること。

(5) -略-

2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事 5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事 業者が、ユニット型指定短期入所療養介護事業 者(指定居宅サービス等基準条例第127条第1項 に規定するユニット型指定短期入所療養介護事 業者をいう。)の指定を受け、かつ、ユニット 型指定介護予防短期入所療養介護の事業及びユ ニット型指定短期入所療養介護の事業(指定居 宅サービス等基準条例第125条に規定するユニ ット型指定短期入所療養介護の事業をいう。) が同一の事業所において一体的に運営されてい

ット及び浴室を有すること。

(3) 療養病床を有する診療所であるユニット 型指定介護予防短期入所療養介護事業所 ユ ニット及び浴室を有すること。

(4) -略-

- 2 前項第2号及び第3号に規定する浴室は、専 ら当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介 護事業所の用に供するものでなければならな い。ただし、利用者に対する指定介護予防短期 入所療養介護の提供に支障がない場合は、この 限りではない。
- 3 第1項第2号及び第3号に該当するユニット 型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっ ては、前2項に定めるもののほか、消火設備そ の他の非常災害に際して必要な設備を設けなけ ればならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、ユニット型指定 介護予防短期入所療養介護事業所の設備の基準 は、規則で定める。
- 業者が、ユニット型指定短期入所療養介護事業 者(指定居宅サービス等基準条例第127条第1項 に規定するユニット型指定短期入所療養介護事 業者をいう。) の指定を受け、かつ、ユニット 型指定介護予防短期入所療養介護の事業及びユ ニット型指定短期入所療養介護の事業(指定居 宅サービス等基準条例第125条に規定するユニ ット型指定短期入所療養介護の事業をいう。) が同一の事業所において一体的に運営されてい る場合は、同項に規定する設備に関する基準を る場合は、指定居宅サービス等基準条例第127

満たすことをもって、前項に規定する基準を満 たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第127条 指定介護予防特定施設入居者生活介護 第127条 指定介護予防特定施設入居者生活介護 事業者は、指定介護予防特定施設ごとに専らそ の職務に従事する管理者を置かなければならな い。ただし、指定介護予防特定施設の管理上支 障がない場合は、当該指定介護予防特定施設に おける他の職務に従事し、又は同一敷地内にあ る他の事業所、施設等の職務に従事することが できるものとする。

(管理者)

第139条 外部サービス利用型指定介護予防特定|第139条 外部サービス利用型指定介護予防特定 施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特 定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を 置かなければならない。ただし、指定介護予防 特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定 介護予防特定施設における他の職務に従事し、 又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職 務に従事することができるものとする。

(管理者)

第148条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指第148条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指 定介護予防福祉用具貸与事業所ごとに専らその 職務に従事する常勤の管理者を置かなければな らない。ただし、指定介護予防福祉用具貸与事 業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護 予防福祉用具貸与事業所の他の職務に従事し、 又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職 務に従事することができるものとする。

(管理者)

第160条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者 第160条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者 は、指定特定介護予防福祉用具販売事業所ごと に専らその職務に従事する常勤の管理者を置か なければならない。ただし、指定特定介護予防 福祉用具販売事業所の管理上支障がない場合 は、当該指定特定介護予防福祉用具販売事業所 の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他 の事業所、施設等の職務に従事することができ るものとする。

条第1項から第4項までに規定する設備に関す る基準を満たすことをもって、前各項に規定す る基準を満たしているものとみなすことができ る。

(管理者)

事業者は、指定介護予防特定施設ごとに専らそ の職務に従事する管理者を置かなければならな い。ただし、指定介護予防特定施設の管理上支 障がない場合は、当該指定介護予防特定施設に おける他の職務に従事し、又は他の事業所、施 設等の職務に従事することができるものとす る。

(管理者)

施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特 定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を 置かなければならない。ただし、指定介護予防 特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定 介護予防特定施設における他の職務に従事し、 又は他の事業所、施設等の職務に従事すること ができるものとする。

(管理者)

定介護予防福祉用具貸与事業所ごとに専らその 職務に従事する常勤の管理者を置かなければな らない。ただし、指定介護予防福祉用具貸与事 業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護 予防福祉用具貸与事業所の他の職務に従事し、 又は他の事業所、施設等の職務に従事すること ができるものとする。

(管理者)

は、指定特定介護予防福祉用具販売事業所ごと に専らその職務に従事する常勤の管理者を置か なければならない。ただし、指定特定介護予防 福祉用具販売事業所の管理上支障がない場合 は、当該指定特定介護予防福祉用具販売事業所 の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等 の職務に従事することができるものとする。

第2条関係(山形県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サ ービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改

現行

改正案

附則

1 一略一

1 一略一

附則

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日ま2 での間、改正後の山形県指定介護予防サービス 等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護 予防サービス等に係る介護予防のための効果的 な支援の方法に関する基準等を定める条例(以 下「新条例」という。)第4条第3項、第27条 の2第3項(新条例第35条、第42条、第50条、 第58条及び第163条において準用する場合を含 む。) 、第27条の6 (新条例第35条、第42条、 第50条、第58条、第82条、第94条(新条例第102 条において準用する場合を含む。)、第103条の 3、第109条、第116条(新条例第123条において 準用する場合を含む。)、第134条、第144条、 第153条、第157条及び第163条において準用する 場合を含む。)、第80条第2項(新条例第116 条 (新条例第123条において準用する場合を含 む。)において準用する場合を含む。)、第92 条の2第2項(新条例第102条、第103条の3、 第109条、第134条及び第144条において準用する 場合を含む。) 及び第151条第6項(新条例第157 条において準用する場合を含む。) の規定の適 用については、これらの規定中「講じなければ」 とあるのは、「講じるよう努めなければ」 る。

この条例の施行の日から令和9年3月31日ま での間、改正後の山形県指定介護予防サービス 等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護 予防サービス等に係る介護予防のための効果的 な支援の方法に関する基準等を定める条例(以 下「新条例」という。)第4条第3項(新条例 第54条第1項に規定する指定介護予防居宅療養 管理指導事業者に適用される場合に限る。)、 第27条の6 (新条例第58条において準用する場 合に限る。)及び第56条の規定の適用について は、新条例第4条第3項及び第27条の6中「講 じなければ」とあるのは、「講じるよう努めな ければ」と、新条例第56条中「事業の」とある のは「虐待の防止のための措置に関する事項に 関し規程を定めておくよう努めるとともに、事 業の」と、「重要事項」とあるのは「重要事項 (虐待の防止のための措置に関する事項を除 く。)」とする。

山形県立こども医療療育センター使用料及び手数料条例等の一部を改正する条例(案)新旧対 照表

第1条関係(山形県立こども医療療育センター使用料及び手数料条例の一部改正)

行 改正案 別表 一略一 別表 一略一 備考1~2 一略一 備考1~2 一略一 3 この表において「障がい児通所支援料」 3 この表において「障がい児通所支援料」 とは、児童福祉法第6条の2の2第2項 とは、児童福祉法第6条の2の2第2項 に規定する児童発達支援(同法第21条の に規定する児童発達支援(同法第21条の 6の規定による措置に係るものを除く。) 6の規定による措置に係るものを除く。) 及び同法第6条の2の2第3項に規定す に係る料金をいう。 る医療型児童発達支援(同法第21条の6 の規定による措置に係るものを除く。) に係る料金をいう。 $4 \sim 5$ 一略一 $4 \sim 5$ 一略一

第2条関係(山形県立こども医療療育センター条例の一部改正)

	改正案
(設置)	(設置)
第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第42	第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第42
条第2号に規定する医療型障害児入所施設 <u>、同</u>	条第2号に規定する医療型障害児入所施設及び
法第43条第1号に規定する福祉型児童発達支援	同法第43条に規定する児童発達支援センターか
センター及び同条第2号に規定する医療型児童	ら成る総合的な施設として、山形県立こども医
<u>発達支援センター</u> から成る総合的な施設とし	療療育センター(以下「センター」という。)
て、山形県立こども医療療育センター(以下「セ	を上山市に置く。
ンター」という。)を上山市に置く。	
2 一略一	2 一略一

山形県精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例 (案) 新旧対照表

> 現 行

> > (趣旨)

(趣旨)

第1条 この条例は、精神保健及び精神障害者福第1条 この条例は、精神保健及び精神障害者福 祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下 「法」という。)第38条の2第3項の規定に基 づき、同項に規定する任意入院者(以下「任意 入院者」という。) の症状等の報告に関し必要 な事項を定めるものとする。

(報告)

第2条 法第38条の2第3項に規定する精神科病(第2条 法第38条の2第2項に規定する精神科病 院の管理者は、当該精神科病院に入院中の任意 入院者の症状その他精神保健及び精神障害者福 祉に関する法律施行規則(昭和25年厚生省令第 31号) 第20条の5各号に掲げる事項を、規則で 定めるところにより、定期に、知事に報告しな ければならない。

祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下 「法」という。)第38条の2第2項の規定に基 づき、同項に規定する任意入院者(以下「任意 入院者」という。) の症状等の報告に関し必要 な事項を定めるものとする。

改正案

(報告)

院の管理者は、当該精神科病院に入院中の任意 入院者の症状その他精神保健及び精神障害者福 祉に関する法律施行規則(昭和25年厚生省令第 31号) 第20条の5各号に掲げる事項を、規則で 定めるところにより、定期に、知事に報告しな ければならない。

山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(案)新 旧対照表

> 現 行

改 正 案

目次

第1章~第9章 一略一

第10章 福祉型児童発達支援センター (第51条 - 第53条)

第11章 医療型児童発達支援センター (第54条 - 第56条)

第12章~第14章 一略一

第15章 雑則 (第70条)

附則

(最低基準の目的等)

る者が、明るく衛生的な環境において、素養が あり、かつ、適切な訓練を受けた職員の指導に より、心身ともに健やかに、かつ、社会に適応 するように育成されることを保障するものとす る。

(安全計画の策定等)

第7条の2 児童福祉施設(助産施設、児童遊園)第7条の2 児童福祉施設(助産施設、児童遊園) 及び児童家庭支援センターを除く。以下この条 及び次条において同じ。)は、児童の安全の確 保を図るため、規則で定める安全に関する事項 についての計画(以下この条において「安全計 画」という。)を策定し、当該安全計画に従い 必要な措置を講じなければならない。

 $2 \sim 4$ 一略一

(設備の基準)

- 第44条 福祉型障害児入所施設の設備の基準は、 次のとおりとする。
 - (1)及び(2) -略-
 - (3) 主として盲児を入所させる福祉型障害児 入所施設にあっては、次の設備を設けること。 イ 遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備 及び音楽に関する設備

口 一略一

- (4) 主としてろうあ児を入所させる福祉型障 害児入所施設にあっては、遊戯室、訓練室、 職業指導に必要な設備及び映像に関する設備 を設けること。
- (5) 主として肢体不自由のある児童を入所さ

目次

第1章~第9章 一略一

第10章 児童発達支援センター (第51条-第53 条)

第11章 削除

第12章~第14章 一略一

第15章 里親支援センター (第70条-第73条) 第16章 雑則(第74条)

附則

(最低基準の目的等)

第3条 最低基準は、児童福祉施設に入所してい第3条 最低基準は、児童福祉施設に入所してい る者が、明るく衛生的な環境において、素養が あり、かつ、適切な訓練を受けた職員の指導又 は支援により、心身ともに健やかに、かつ、社 会に適応するように育成されることを保障する ものとする。

(安全計画の策定等)

児童家庭支援センター及び里親支援センターを 除く。以下この条及び次条において同じ。)は、 児童の安全の確保を図るため、規則で定める安 全に関する事項についての計画(以下この条に おいて「安全計画」という。)を策定し、当該 安全計画に従い必要な措置を講じなければなら ない。

 $2 \sim 4$ 一略一

(設備の基準)

- 第44条 福祉型障害児入所施設の設備の基準は、 次のとおりとする。
 - (1)及び(2) -略-
 - (3) 主として盲児を入所させる福祉型障害児 入所施設にあっては、次の設備を設けること。 イ 遊戯室、支援室、職業指導に必要な設備 及び音楽に関する設備

口 一略一

- (4) 主としてろうあ児を入所させる福祉型障 害児入所施設にあっては、遊戯室、支援室、 職業指導に必要な設備及び映像に関する設備 を設けること。
- (5) 主として肢体不自由のある児童を入所さ

せる福祉型障害児入所施設にあっては、次の 設備を設けること。

イ 訓練室及び屋外訓練場

口 一略一

(6)及び(7) 一略一

2 一略一 (職員)

第45条 一略一

 $2 \sim 8$ 一略一

- 9 心理指導を行う必要があると認められる児童 9 心理支援を行う必要があると認められる児童 5人以上に心理指導を行う場合には心理指導担 当職員を、職業指導を行う場合には職業指導員 を置かなければならない。
- 10 前項の心理指導担当職員は、学校教育法に基10 前項の心理担当職員は、学校教育法に基づく づく大学(短期大学を除く。) 若しくは大学院 において、心理学を専修する学科、研究科若し くはこれらに相当する課程を修めて卒業した者 であって個人及び集団心理療法の技術を有する もの又はこれと同等以上の能力を有すると認め られる者でなければならない。
- 11 一略一

(設備の基準)

- 第48条 医療型障害児入所施設の設備の基準は、|第48条 医療型障害児入所施設の設備の基準は、 次のとおりとする。
 - (1) 医療型障害児入所施設にあっては、医療 法に規定する病院として必要な設備のほか、 訓練室及び浴室を設けること。
 - (2) 略-
 - (3) 主として肢体不自由のある児童を入所さ せる医療型障害児入所施設にあっては、屋外 訓練場、ギブス室、特殊手工芸等の作業を指 導するのに必要な設備並びに義肢及び装具を 製作する設備を設けること。ただし、義肢及 び装具を製作する設備は、他に適当な設備が ある場合においては、これを設けないことが できる。

(4) - 略-

2 一略一

(職員)

第49条 一略一

2及び3 一略一

4 主として重症心身障害児を入所させる医療型 4 主として重症心身障害児を入所させる医療型

せる福祉型障害児入所施設にあっては、次の 設備を設けること。

イ 支援室及び屋外遊戯場

口一略一

(6)及び(7) 一略一

一略一 (職員)

第45条 一略一

 $2 \sim 8$ 一略一

- 5人以上に心理支援を行う場合には心理担当職 員を、職業指導を行う場合には職業指導員を置 かなければならない。
- 大学(短期大学を除く。) 若しくは大学院にお いて、心理学を専修する学科、研究科若しくは これらに相当する課程を修めて卒業した者であ って個人及び集団心理療法の技術を有するもの 又はこれと同等以上の能力を有すると認められ る者でなければならない。
- 11 一略一

(設備の基準)

- 次のとおりとする。
 - (1) 医療型障害児入所施設にあっては、医療 法に規定する病院として必要な設備のほか、 支援室及び浴室を設けること。
 - (2) 略-
 - (3) 主として肢体不自由のある児童を入所さ せる医療型障害児入所施設にあっては、屋外 遊戯場、ギブス室、特殊手工芸等の作業を支 援するのに必要な設備並びに義肢及び装具を 製作する設備を設けること。ただし、義肢及 び装具を製作する設備は、他に適当な設備が ある場合においては、これを設けないことが できる。

(4) -略-

2 一略一

(職員)

第49条 一略一

2及び3 一略一

障害児入所施設には、第2項に規定する職員及 障害児入所施設には、第2項に規定する職員及 び心理指導を担当する職員を置かなければならび心理支援を担当する職員を置かなければなら

ない。

5及び6 一略一

第10章 福祉型児童発達支援センター (設備の基準)

準は、次のとおりとする。

- (1) 福祉型児童発達支援センター(主として 重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支 援センターを除く。) にあっては、指導訓練 室、遊戲室、屋外遊戲場(当該福祉型児童発 達支援センターの付近にある屋外遊戯場に代 わるべき場所を含む。)、医務室、相談室、 調理室、便所並びに児童発達支援の提供に必 要な設備及び備品を設けること。
- (2) 主として知的障害のある児童を通わせる 福祉型児童発達支援センターにあっては、静 養室を設けること。
- (3) 主として難聴児を通わせる福祉型児童発 達支援センターにあっては、聴力検査室を設 けること。
- (4) 主として重症心身障害児を通わせる福祉 型児童発達支援センターにあっては、指導訓 練室、調理室、便所並びに児童発達支援の提 供に必要な設備及び備品を設けること。

- 援センターの設備の基準は、規則で定める。 (職員)
- 難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター 及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型 児童発達支援センターを除く。)には、嘱託医、 児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童 発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むの に必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当 職員(日常生活を営むのに必要な機能訓練を担 器による呼吸管理、喀痰(かくたん)吸引その他

ない。

5及び6 一略一

第10章 児童発達支援センター (設備の基準)

第51条 福祉型児童発達支援センターの設備の基第51条 児童発達支援センターの設備の基準は、 発達支援室、遊戯室、屋外遊戯場(児童発達支 援センターの付近にある屋外遊戯場に代わるべ き場所を含む。)、医務室、相談室、調理室、 便所、静養室並びに児童発達支援の提供に必要 な設備及び備品等を設けることとする。

- 2 児童発達支援センターにおいて肢体不自由の ある児童に対して治療を行う場合には、前項に 規定する設備(医務室を除く。)のほか、医療 法に規定する診療所として必要な設備を設けな ければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、福祉型児童発達支3 前2項に定めるもののほか、児童発達支援セ ンターの設備の基準は、規則で定める。 (職員)
- 第52条 福祉型児童発達支援センター(主として|第52条 児童発達支援センターには、嘱託医、児 童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発 達支援管理責任者のほか、日常生活を営むのに 必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職 員(日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当 する職員をいう。以下同じ。)を、日常生活及 び社会生活を営むために医療的ケア(人工呼吸

当する職員をいう。以下同じ。)を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰(かくたん)吸引その他規則で定める医療行為をいう。以下同じ。)を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号に掲げる福祉型児童発達支援センター及び場合に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。

- (1) 児童40人以下を通わせる<u>福祉型児童発達</u> 支援センター 栄養士
- (2) 調理業務の全部を委託する<u>福祉型児童発</u> 達支援センター 調理員
- (3) 医療機関等との連携により、看護職員を 福祉型児童発達支援センターに訪問させ、当 該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行 う場合 看護職員
- (4) 当該福祉型児童発達支援センター(社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち喀痰吸引等(同法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。)のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務(同法第48条の3第1項に規定する喀痰吸引等業務をいう。)を行う場合 看護職員
- (5) 当該福祉型児童発達支援センター (社会福祉士及び介護福祉士法附則第27条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。) において、医療的ケアのうち特定行為(同法附則第10条第1項に規定する特定行為をいう。) のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務(同法附則第27条第1項に規定する特定行為業務をいう。) を行う場合 看護職員

規則で定める医療行為をいう。以下同じ。)を 恒常的に受けることが不可欠である障害児に医 療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ 置かなければならない。ただし、次の各号に<u>掲</u> げる児童発達支援センター及び場合に応じ、そ れぞれ当該各号に定める職員を置かないことが できる。

- (1) 児童40人以下を通わせる<u>児童発達支援セ</u> <u>ンター</u> 栄養士
- (2) 調理業務の全部を委託する<u>児童発達支援</u> センター 調理員
- (3) 医療機関等との連携により、看護職員を <u>児童発達支援センター</u>に訪問させ、当該看護 職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合 看護職員
- (4) 当該<u>児童発達支援センター</u>(社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち喀痰吸引等(同法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。)のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務(同法第48条の3第1項に規定する喀痰吸引等業務をいう。)を行う場合 看護職員
- (5) 当該<u>児童発達支援センター</u>(社会福祉士 及び介護福祉士法附則第27条第1項の登録に 係る事業所である場合に限る。)において、 医療的ケアのうち特定行為(同法附則第10条 第1項に規定する特定行為をいう。)のみを 必要とする障害児に対し、当該登録を受けた 者が自らの事業又はその一環として特定行為 業務(同法附則第27条第1項に規定する特定 行為業務をいう。)を行う場合 看護職員
- 2 児童発達支援センターにおいて肢体不自由の ある児童に対して治療を行う場合には、前項に 規定する職員(嘱託医を除く。)のほか、医療 法に規定する診療所として必要な職員を置かな ければならない。
- 2 主として知的障害のある児童を通わせる福祉3 児童発達支援センターの嘱託医は、精神科又

型児童発達支援センターの嘱託医は、精神科又 は小児科の診療に関して相当の経験を有する者 でなければならない。

- 3 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支 援センターには、第1項に規定する職員及び言 語聴覚士を置かなければならない。ただし、第 1項各号に掲げる施設及び場合に応じ、それぞ れ当該各号に定める職員を置かないことができ る。
- 4 前項の規定により置かなければならない職員 のうち、嘱託医は、眼科又は耳鼻咽喉科の診療 に関して相当の経験を有する者でなければなら ない。
- 5 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児 童発達支援センターには、嘱託医、児童指導員 保育士、栄養士、調理員、児童発達支援管理責 任者及び看護職員のほか、日常生活を営むのに 必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当 職員を置かなければならない。ただし、児童40 人以下を通わせる福祉型児童発達支援センター にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託す る福祉型児童発達支援センターにあっては調理 員を置かないことができる。
- 6 前項の規定により置かなければならない職員 のうち、嘱託医は、内科、精神科、医療法施行 令第3条の2第1項第1号ハ及びニ(2)の規定 により神経と組み合わせた名称を診療科名とす る診療科、小児科、外科、整形外科又はリハビ リテーション科の診療に関して相当の経験を有 する者でなければならない。
- しくは家庭的保育事業所等(家庭的保育事業等 を行う事業所(居宅訪問型保育事業を行う場所 を除く。)をいう。第55条第2項において同じ。) に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園 している児童と<u>福祉型児童発達支援センター</u>に 通所している障害児を交流させるときは、障害 児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支 童への保育に併せて従事させることができる。
- 8 前各項に定めるもののほか、福祉型児童発達 5 前各項に定めるもののほか、児童発達支援セ 支援センターの職員の基準は、規則で定める。 (生活指導)

は小児科の診療に関して相当の経験を有する者 でなければならない。

- 7 第10条第2項の規定にかかわらず、保育所若 4 第10条第2項の規定にかかわらず、保育所若 しくは家庭的保育事業所等(家庭的保育事業等 を行う事業所(居宅訪問型保育事業を行う場所 を除く。)をいう。)に入所し、又は幼保連携 型認定こども園に入園している児童と児童発達 支援センターに通所している障害児を交流させ るときは、障害児の支援に支障がない場合に限 り、障害児の支援に直接従事する職員について 援に直接従事する職員については、これらの児は、これらの児童への保育に併せて従事させる ことができる。
 - ンターの職員の基準は、規則で定める。

(生活指導)

第53条 <u>福祉型児童発達支援センター</u>における生<mark>第53条 <u>児童発達支援センター</u>における生活指導</mark>

活指導については、第46条第1項の規定を準用 については、第46条第1項の規定を準用する。 する。

第11章 医療型児童発達支援センター (設備の基準)

第54条 医療型児童発達支援センターの設備の基第54条から第56条まで 削除

第11章 削除

準は、次のとおりとする。

- (1) 医療法に規定する診療所として必要な設 備のほか、指導訓練室、屋外訓練場、相談室 及び調理室を設けること。
- (2) 浴室及び便所の手すり等身体の機能の不 自由を助ける設備を設けること。
- 2 前項に定めるもののほか、医療型児童発達支 援センターの設備の基準は、規則で定める。 (職員)
- 第55条 医療型児童発達支援センターには、医療 法に規定する診療所として必要な職員のほか、 児童指導員、保育士、看護師、理学療法士又は 作業療法士及び児童発達支援管理責任者を置か なければならない。
- 2 第10条第2項の規定にかかわらず、保育所若 しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保 連携型認定こども園に入園している児童と医療 型児童発達支援センターに通所している障害児 を交流させるときは、障害児の支援に支障がな い場合に限り、障害児の支援に直接従事する職 員については、これらの児童への保育に併せて 従事させることができる。

(生活指導)

第56条 医療型児童発達支援センターにおける生 活指導については、第46条第1項の規定を準用 する。

(支援を行うに当たって遵守すべき事項) 第69条 一略一

2 児童家庭支援センターは、児童相談所、福祉2 事務所、児童福祉施設、民生委員、児童委員、 母子・父子自立支援員、母子・父子福祉団体、 保健センター、精神保健福祉センター、学校等 との連絡調整を行うに当たっては、その他の支 援を迅速かつ的確に行うことができるよう円滑 にこれを行わなければならない。

3 一略一

(支援を行うに当たって遵守すべき事項)

- 児童家庭支援センターは、児童相談所、福祉 事務所、児童福祉施設、民生委員、児童委員、 母子・父子自立支援員、母子・父子福祉団体、 公共職業安定所、婦人相談員、保健所、市町村 公共職業安定所、女性相談支援員、保健所、市 町村保健センター、精神保健福祉センター、学 校等との連絡調整を行うに当たっては、その他 の支援を迅速かつ的確に行うことができるよう 円滑にこれを行わなければならない。
 - 3 一略一

第69条 一略一

第15章 里親支援センター (設備の基準)

- 第70条 里親支援センターには、事務室、相談室等の 里親及び里親に養育される児童並びに里親になろ うとする者(次条第3項第3号において「里親等」 という。)が訪問できる設備その他事業を実施する ために必要な設備を設けなければならない。 (職員)
- 第71条 里親支援センターには、里親制度等普及促進 担当者、里親等支援員及び里親研修等担当者を置か なければならない。
- 2 里親制度等普及促進担当者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。
 - (1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者
 - (2) 里親として5年以上の委託児童(法第27条第 1項第3号の規定により里親に委託された児童 をいう。以下この条及び次条において同じ。)の 養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養 育事業の養育者等(児童福祉法施行規則(昭和23 年厚生省令第11号)第1条の10に規定する養育者 等をいう。以下この条及び次条において同じ。) 若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施 設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童 の養育に5年以上従事した者であって、里親制度 その他の児童の養育に必要な制度への理解及び ソーシャルワークの視点を有するもの
 - (3) 里親制度その他の児童の養育に必要な制度 の普及促進及び新たに里親になることを希望す る者の開拓に関して、知事が前2号に該当する者 と同等以上の能力を有すると認める者
- 3 里親等支援員は、次の各号のいずれかに該当する 者でなければならない。
 - (1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者
 - (2) 里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有するもの
 - (3) 里親等への支援の実施に関して、知事が前2 号に該当する者と同等以上の能力を有すると認 める者

- 4 里親研修等担当者は、次の各号のいずれかに該当 する者でなければならない。
 - (1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する 者
 - (2) 里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有するもの
 - (3) 里親及び里親になろうとする者への研修の 実施に関して、知事が前2号に該当する者と同等 以上の能力を有すると認める者 (里親支援センターの長の資格)
- 第72条 里親支援センターの長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、里親支援事業の業務の十分な経験を有する者であって、里親支援センターを適切に運営する能力を有するものでなければならない。
 (1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者
 - (2) 里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有するもの
 - (3) 知事が前2号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

(里親支援)

第73条 里親支援センターにおける支援は、里親制度 その他の児童の養育に必要な制度の普及促進、新た に里親になることを希望する者の開拓、里親、小規 模住居型児童養育事業に従事する者及び里親にな ろうとする者への研修の実施、法第27条第1項第3 号の規定による児童の委託の推進、里親、小規模住 居型児童養育事業に従事する者、里親又は小規模住 居型児童養育事業に従事する者に養育される児童 及び里親になろうとする者への支援その他の必要 な支援を包括的に行うことにより、里親に養育され る児童が心身ともに健やかに育成されるよう、その <u>第15章</u> 雑則 <u>第70条</u> 一略一 最善の利益を実現することを目的として行わなければならない。

<u>第16章</u> 雑則

第74条 一略一

山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正 する条例(案)新旧対照表

> 行 改 正 案

目次

第1章及び第2章 一略一

第3章 医療型児童発達支援

第1節 基本方針(第32条)

第2節 人員に関する基準(第33条・第34条)

第3節 設備に関する基準(第35条)

第4節 運営に関する基準(第36条-第38条)

第4章~第8章 一略一

附則

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用第2条 この条例において、次の各号に掲げる用 語の意義は、当該各号に定めるところによるも のとし、その他の用語は、法において使用する 用語の例によるものとする。

(1) -略-

(2) 多機能型事業所 第5条に規定する指定 児童発達支援の事業、第32条に規定する指定 医療型児童発達支援の事業、第39条に規定す る指定放課後等デイサービスの事業、第47条 の2に規定する指定居宅訪問型児童発達支援 の事業及び第48条に規定する指定保育所等訪 問支援の事業並びに山形県指定障害福祉サー ビスの事業等の人員、設備及び運営に関する 基準等を定める条例(平成24年12月県条例第 81号。以下「指定障害福祉サービス条例」と いう。) 第36条に規定する指定生活介護の事 業、指定障害福祉サービス条例第70条に規定 する指定自立訓練(機能訓練)の事業、指定 障害福祉サービス条例第76条に規定する指定 自立訓練(生活訓練)の事業、指定障害福祉 サービス条例第83条に規定する指定就労移行 支援の事業、指定障害福祉サービス条例第90 条に規定する指定就労継続支援A型の事業及 び指定障害福祉サービス条例第96条に規定す る指定就労継続支援B型の事業のうち2以上 の事業を一体的に行う事業所(指定障害福祉 サービス条例に規定する事業のみを行う事業 所を除く。)をいう。

(申請者)

第3条 法第21条の5の15第3項第1号の条例で第3条 法第21条の5の15第3項第1号の条例で 定める者は、法人とする。ただし、医療型児童 発達支援(病院又は診療所により行われるもの

目次

第1章及び第2章 一略一 第3章 削除

第4章~第8章 一略一 附則

(定義)

語の意義は、当該各号に定めるところによるも のとし、その他の用語は、法において使用する 用語の例によるものとする。

(1) -略-

(2) 多機能型事業所 第5条に規定する指 定児童発達支援の事業、第39条に規定する 指定放課後等デイサービスの事業、第47条 の 2 に規定する指定居宅訪問型児童発達支 援の事業及び第48条に規定する指定保育所 等訪問支援の事業並びに山形県指定障害福 祉サービスの事業等の人員、設備及び運営 に関する基準等を定める条例(平成24年12 月県条例第81号。以下「指定障害福祉サー ビス条例」という。) 第36条に規定する指 定生活介護の事業、指定障害福祉サービス 条例第70条に規定する指定自立訓練(機能 訓練)の事業、指定障害福祉サービス条例 第76条に規定する指定自立訓練(生活訓練) の事業、指定障害福祉サービス条例第83条 に規定する指定就労移行支援の事業、指定 障害福祉サービス条例第90条に規定する指 定就労継続支援A型の事業及び指定障害福 祉サービス条例第96条に規定する指定就労 継続支援B型の事業のうち2以上の事業を 一体的に行う事業所(指定障害福祉サービ ス条例に規定する事業のみを行う事業所を 除く。)をいう。

定める者は、法人とする。

に限る。) に係る指定の申請については、この 限りでない。

(指定障害児通所支援事業者等の一般原則)

- 第4条 指定障害児通所支援事業者等は、通所給 4条 指定障害児通所支援事業者は、通所給付 付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、 障がい (障害者基本法 (昭和45年法律第84号) 第2条第1号に規定する障害をいう。以下同 じ。) の特性その他の事情を踏まえた計画(以 下「通所支援計画」という。) を作成し、これ に基づき障害児に対して指定通所支援を提供す るとともに、その効果について継続的な評価を 実施することその他の措置を講ずることにより 障害児に対して適切かつ効果的に指定通所支援 を提供しなければならない。
- 2 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障 2 害児通所支援事業者等を利用する障害児の意思 及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に 立った指定通所支援の提供に努めなければなら ない。
- 3 指定障害児通所支援事業者等は、地域及び家庭と|3 指定障害児通所支援事業者は、地域及び家庭との の結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町 村(特別区を含む。以下同じ。)、障害者の日常生活 及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17年法律第123号) 第5条第1項に規定する障害福 祉サービス(第6条第1項第1号において「障害福 祉サービス」という。)を行う者、児童福祉施設そ の他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供 する者との連携に努めなければならない。
- 通所支援事業者等を利用する障害児の人権の擁護、 虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとと もに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置 を講じなければならない。
- 定児童発達支援」という。) の事業は、障害児が日 常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、 並びに集団生活に適応することができるよう、当該 障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれて いる環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練 を行うものでなければならない。

第7条 一略一

2 一略一

(指定障害児通所支援事業者の一般原則)

- 決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、 障がい (障害者基本法 (昭和45年法律第84号) 第2条第1号に規定する障害をいう。以下同 じ。) の特性その他の事情を踏まえた計画(以 下「通所支援計画」という。) を作成し、これ に基づき障害児に対して指定通所支援を提供す るとともに、その効果について継続的な評価を 実施することその他の措置を講ずることにより 障害児に対して適切かつ効果的に指定通所支援 を提供しなければならない。
- 指定障害児通所支援事業者は、当該指定障害 児通所支援事業者を利用する障害児の意思及び 人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立っ た指定通所支援の提供に努めなければならな 11
- 結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村 (特別区を含む。以下同じ。)、障害者の日常生活及 び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17 年法律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉 サービス(第6条第1項第1号において「障害福祉 サービス」という。)を行う者、児童福祉施設その 他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供す る者との連携に努めなければならない。
- 4 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児4 指定障害児通所支援事業者は、当該指定障害児通 所支援事業者を利用する障害児の人権の擁護、虐待 の防止等のため、必要な体制の整備を行うととも に、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を 講じなければならない。
- 第5条 児童発達支援に係る指定通所支援(以下「指第5条 児童発達支援に係る指定通所支援(以下「指 定児童発達支援」という。) の事業は、障害児が日 常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、 並びに集団生活に適応することができるよう、当該 障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれて いる環境に応じて適切かつ効果的な支援をし、又は これに併せて治療(上肢、下肢又は体幹の機能の障 がいのある児童に対して行われるものに限る。以下 同じ。)を行うものでなければならない。

第7条 一略一

2 一略一

3 前項の規定にかかわらず、主として難聴児を通わ3 前2項に規定する従業者のほか、指定児童発達支

せる指定児童発達支援事業所には、第1項各号に掲 げる従業者のほか、次に掲げる従業者(前項ただし 書各号のいずれかに該当する場合にあっては、第3 号に掲げる看護職員を除く。) を置かなければなら ない。

- (1) 言語聴覚士
- (2) 機能訓練担当職員(日常生活を営むのに必要 な機能訓練を行う場合に限る。)
- (3) 看護職員(日常生活及び社会生活を営むた めに医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠 である障害児に医療的ケアを行う場合に限る。)
- 4 第2項及び第3項の規定にかかわらず、主として 重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業 所には、第1項各号に掲げる従業者のほか、次に掲 げる従業者を置かなければならない。
 - (1) 言語聴覚士
 - (2) 機能訓練担当職員
- 5 前各項に定めるもののほか、指定児童発達支援事4 前3項に定めるもののほか、指定児童発達支援事 業所の人員の基準は、規則で定める。

(管理者)

援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を 置かなければならない。ただし、指定児童発達支援 事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、 当該指定児童発達支援事業所の他の職務に従事さ せ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職 務に従事させることができる。

(設備)

- 第10条 指定児童発達支援事業所(児童発達支援セン)第10条 指定児童発達支援事業所(児童発達支援セン ターであるものを除く。以下この条において同じ。) は、指導訓練室のほか、指定児童発達支援の提供に 必要な設備及び備品等を備えなければならない。
- 2及び3 一略一
- 第11条 指定児童発達支援事業所(児童発達支援セン|第11条 指定児童発達支援事業所(児童発達支援セン ターであるものに限る。以下この条において同じ。) は、指導訓練室、遊戯室、屋外遊戯場(当該指定児 童発達支援事業所の付近にある屋外遊戯場に代わ るべき場所を含む。以下この項において同じ。)、医 務室、相談室、調理室及び便所並びに指定児童発達 支援の提供に必要な設備及び備品等を設けなけれ ばならない。ただし、主として重症心身障害児を通 わせる指定児童発達支援事業所にあっては、遊戯 室、屋外遊戯場、医務室及び相談室は、障害児の支 援に支障がない場合は、設けないことができる。

援事業所において治療を行う場合には、医療法(昭 和23年法律第205号) に規定する診療所として必要 とされる従業者を置かなければならない。

業所の人員の基準は、規則で定める。

(管理者)

- 第8条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支第8条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支 援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を 置かなければならない。ただし、指定児童発達支援 事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、 当該指定児童発達支援事業所の他の職務に従事さ せ、又は当該指定児童発達支援事業所以外の事業 所、施設等の職務に従事させることができる。 (設備)
 - ターであるものを除く。以下この条において同じ。) は、発達支援室のほか、指定児童発達支援の提供に 必要な設備及び備品等を備えなければならない。 2及び3 一略一
 - ターであるものに限る。以下この条において同じ。) は発達支援室、遊戯室、屋外遊戯場(当該指定児童 発達支援事業所の付近にある屋外遊戯場に代わる べき場所を含む。)、医務室、相談室、調理室、便所、 静養室並びに指定児童発達支援の提供に必要な設 備及び備品等を設けなければならない。
- 2 前項に規定する設備のほか、主として知的障害の2 指定児童発達支援事業所において治療を行う場

ある児童を通わせる指定児童発達支援事業所は静 養室を、主として難聴児を通わせる指定児童発達支 援事業所は聴力検査室を設けなければならない。

- 3 前2項に規定する設備は、専ら当該指定児童発達 3 前2項に規定する設備は、専ら当該指定児童発達 支援の事業の用に供するものでなければならない。 ただし、障害児の支援に支障がない場合は、併せて 設置する他の社会福祉施設の設備と兼ねることが できる。
- 4 一略一

(利用定員)

第12条 指定児童発達支援事業所は、その利用定員を第12条 指定児童発達支援事業所は、その利用定員を 10人以上とする。ただし、主として重症心身障害児 を通わせる指定児童発達支援事業所にあっては、利 用定員を5人以上とすることができる。

(指定児童発達支援の取扱方針)

第15条 一略一

2 一略一

3 一略一

(安全計画の策定等)

第17条の2 - 略-

- 2 一略一
- 3 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保3 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保 に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に 対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知はう、通所給付決定保護者に対し、安全計画に基づ しなければならない。

合には、前項に規定する設備(医務室を除く。)の ほか、医療法に規定する診療所として必要な設備を 設けなければならない。

- 支援の事業の用に供するものでなければならない。 ただし、障害児の支援に支障がない場合は、前項の 設備を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の設 備と兼ねることができる。
- 4 一略一

(利用定員)

10人以上とする。ただし、主として重症心身障害児 を通わせる指定児童発達支援事業所(児童発達支援 センターであるものを除く。) にあっては、利用定 員を5人以上とすることができる。

(指定児童発達支援の取扱方針)

第15条 一略一

- 2 指定児童発達支援事業者は、障害児が自立した日 常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害 児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊 重するための配慮をしなければならない。
- 3 一略一
- 4 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性、障が いの特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支 援(治療に係る部分を除く。以下この条において同 じ。)の確保並びに次項に規定する指定児童発達支 援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点か ら、指定児童発達支援の提供に当たっては、心身の 健康等に関する領域を含む総合的な支援を行わな ければならない。
- 5 一略一

(障害児の地域社会への参加及び包摂の推進)

第15条の2 指定児童発達支援事業者は、障害児が指 定児童発達支援を利用することにより、地域の保 育、教育等の支援を受けることができるようにする ことで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が 共に成長できるよう、障害児の地域社会への参加及 び包摂の推進に努めなければならない。

(安全計画の策定等)

第17条の2 - 略-

- 2 一略一
- に関して通所給付決定保護者との連携が図られる く取組の内容等について周知しなければならない。

4 一略一

(設備)

第27条 基準該当児童発達支援事業所は、指導訓練を|第27条 基準該当児童発達支援事業所は、発達支援を 援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければ ならない。

2及び3 -略-

第3章 医療型児童発達支援 第1節 基本方針

第32条 医療型児童発達支援に係る指定通所支援 第32条から第38条まで 削除

(以下「指定医療型児童発達支援」という。) の事業は、障害児が日常生活における基本的動 作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適 応することができるよう、当該障害児の身体及 び精神の状況並びにその置かれている環境に応 じて適切かつ効果的な指導及び訓練並びに治療 を行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者)

- 第33条 指定医療型児童発達支援の事業を行う者 (以下「指定医療型児童発達支援事業者」とい う。) が当該事業を行う事業所(以下「指定医 療型児童発達支援事業所」という。)に置くべ き従業者は、次のとおりとする。
 - (1) 医療法(昭和23年法律第205号)に規定す る診療所として必要とされる従業者
 - (2) 児童指導員
 - (3) 保育士
 - (4) 看護職員
 - (5) 理学療法士又は作業療法士
 - (6) 児童発達支援管理責任者
- 2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定医療型 児童発達支援事業所において日常生活を営むの に必要な言語訓練等を行う場合には、機能訓練 担当職員を置かなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、指定医療型児童 発達支援事業所の人員の基準は、規則で定める。
- 第34条 第8条の規定は、指定医療型児童発達支 援の事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

(設備)

- 第35条 指定医療型児童発達支援事業所の設備の 基準は、次のとおりとする。
 - (1) 医療法に規定する診療所として必要とさ

4 一略一 (設備)

行う場所を確保するとともに、基準該当児童発達支
行う場所を確保するとともに、基準該当児童発達支 援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければ ならない。

2及び3 一略一

第3章 削除

れる設備を有すること。

- (2) 指導訓練室、屋外訓練場、相談室及び調 理室を有すること。
- (3) 浴室及び便所の手すり等身体の機能の不 自由を助ける設備を有すること。
- 2 前項各号に掲げる設備は、専ら当該指定医療 型児童発達支援の事業の用に供するものでなけ ればならない。ただし、障害児の支援に支障が ない場合は、同項第1号の設備を除き、併せて 設置する他の社会福祉施設の設備と兼ねること ができる。
- 3 前2項に定めるもののほか、指定医療型児童 発達支援事業所の設備の基準は、規則で定める 第4節 運営に関する基準

(利用定員)

第36条 指定医療型児童発達支援事業所は、その 利用定員を10人以上とする。

(運営規程)

第37条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定 医療型児童発達支援事業所ごとに、事業の運営 について規則で定める重要事項に関し運営規程 を定めておかなければならない。 (準用)

- 第38条 第13条から第15条まで、第17条から第20 条まで及び第22条から第25条までの規定は、指 定医療型児童発達支援の事業について準用す る。この場合において、第15条第1項中「児童 発達支援計画(指定児童発達支援」とあるのは 「医療型児童発達支援計画(指定医療型児童発 達支援」と読み替えるものとする。
- 第39条 放課後等デイサービスに係る指定通所支援 | 第39条 放課後等デイサービスに係る指定通所支援 (以下「指定放課後等デイサービス」という。) の 事業は、障害児が生活能力の向上のために必要な訓 練を行い、並びに社会との交流を図ることができる よう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその 置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導 及び訓練を行うものでなければならない。

(設備)

第42条 指定放課後等デイサービス事業所は、指導訓第42条 指定放課後等デイサービス事業所は、発達支 練室のほか、指定放課後等デイサービスの提供に必 要な設備及び備品等を設けなければならない。

2及び3 一略一

(設備)

第46条 基準該当放課後等デイサービス事業所にあ |第46条 基準該当放課後等デイサービス事業所にあ

(以下「指定放課後等デイサービス」という。)の 事業は、障害児が生活能力の向上のために必要な支 援を行い、並びに社会との交流を図ることができる よう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその 置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援 を行うものでなければならない。

援室のほか、指定放課後等デイサービスの提供に必 要な設備及び備品等を設けなければならない。

2及び3 一略一

(設備)

っては、指導訓練を行う場所を確保するとともに、 っては、発達支援を行う場所を確保するとともに、

基準該当放課後等デイサービスの提供に必要な設 備及び備品等を備えなければならない。

2及び3 一略一

(準用)

第53条 第13条から<u>第15条まで</u>、第17条の2、第17 | 第53条 第13条から第15条(第4項を除く。)まで、 条の3第1項、第18条から第20条まで、第22条から 第25条まで及び第47条の6の規定は、指定保育所等 訪問支援の事業について準用する。この場合におい て、第15条第1項中「児童発達支援計画(指定児童 発達支援」とあるのは、「保育所等訪問支援計画(指 定保育所等訪問支援」と読み替えるものとする。

(従業者の員数に関する特例)

第54条 多機能型事業所(この条例に規定する事業)第54条 多機能型事業所(この条例に規定する事業 のみを行う多機能型事業所に限る。)に係る事業を 行う者に対する第6条第1項、第2項及び第4項、 第7条、第33条、第40条第1項、第2項及び第4項、 第47条の3第1項並びに第49条の規定の適用につ いては、第6条第1項中「事業所(以下「指定児童 発達支援事業所」という。)」とあるのは「多機能型 事業所」と、同条第2項及び第4項中「指定児童発 達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、 第7条中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多 機能型事業所」と、第33条第1項中「事業所(以下 「指定医療型児童発達支援事業所」という。)」とあ るのは「多機能型事業所」と、同条第2項及び第3 項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは 「多機能型事業所」と、第40条第1項中「事業所(以 下「指定放課後等デイサービス事業所」という。)」 とあるのは「多機能型事業所」と、同条第2項及び 第4項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあ るのは「多機能型事業所」と、第47条の3第1項中 「事業所(以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業 所」という。)」とあるのは「多機能型事業所」と、 第49条第1項中「事業所(以下「指定保育所等訪問 支援事業所」という。)」とあるのは「多機能型事業 所」と、同条第2項中「指定保育所等訪問支援事業 所」とあるのは「多機能型事業所」とする。

2 一略一

(利用定員に関する特例)

みを行う多機能型事業所に限る。)は、第12条、第 36条及び第43条の規定にかかわらず、その利用定員 を、当該多機能型事業所が行う全ての指定通所支援 の事業を通じて10人以上とすることができる。

基準該当放課後等デイサービスの提供に必要な設 備及び備品等を備えなければならない。

2及び3 一略一

(準用)

第15条の2、第17条の2、第17条の3第1項、第18 条から第20条まで、第22条から第25条まで及び第47 条の6の規定は、指定保育所等訪問支援の事業につ いて準用する。この場合において、第15条第1項中 「児童発達支援計画(指定児童発達支援」とあるの は、「保育所等訪問支援計画(指定保育所等訪問支 援」と読み替えるものとする。

(従業者の員数に関する特例)

のみを行う多機能型事業所に限る。) に係る事業を 行う者に対する第6条第1項、第2項及び第4項、 第7条、第40条第1項、第2項及び第4項、第47 条の3並びに第49条の規定の適用については、第6 条第1項中「事業所(以下「指定児童発達支援事業 所」という。)」とあるのは「多機能型事業所」と、 同条第2項及び第4項中「指定児童発達支援事業 所」とあるのは「多機能型事業所」と、第7条中「指 定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業 所」と、第40条第1項中「事業所(以下「指定放課 後等デイサービス事業所」という。)」とあるのは「多 機能型事業所」と、同条第2項及び第4項中「指定 放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能 型事業所」と、第47条の3第1項中「事業所(以下 「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。)」 とあるのは「多機能型事業所」と、同条第2項中「指 定居宅訪問型児童発達支援事業所」とあるのは「多 機能型事業所」と、第49条第1項中「事業所(以下 「指定保育所等訪問支援事業所」という。)」とある のは「多機能型事業所」と、同条第2項中「指定保 育所等訪問支援事業所」とあるのは「多機能型事業 所」とする。

2 一略一

(利用定員に関する特例)

第56条 多機能型事業所(この条例に規定する事業の)第56条 多機能型事業所(この条例に規定する事業の みを行う多機能型事業所に限る。)は、第12条及び 第43条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該 多機能型事業所が行う全ての指定通所支援の事業 を通じて10人以上とすることができる。

- 2 利用定員の合計が20人以上である多機能型事業 所(この条例に規定する事業のみを行う多機能型事 業所を除く。) は、第12条、第36条及び第43条の規 定にかかわらず、指定児童発達支援、指定医療型児 童発達支援又は指定放課後等デイサービスの利用 定員を5人以上(指定児童発達支援の事業、指定医 療型児童発達支援の事業又は指定放課後等デイサ ービスの事業を併せて行う場合にあっては、これら の事業を通じて5人以上)とすることができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障3 前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障 害児を通わせる多機能型事業所は、第12条、第36 条及び第43条の規定にかかわらず、その利用定員を 5人以上とすることができる。
- 4 第2項の規定にかかわらず、多機能型事業所は、4 第2項の規定にかかわらず、多機能型事業所は、 主として重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は 体幹の機能の障がいが重複している障害者につき 行う生活介護の事業を併せて行う場合にあっては、 第12条、第36条及び第43条の規定にかかわらず、そ の利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての事 業を通じて5人以上とすることができる。
- 5 一略一 附則
- 1及び2 一略一
- 3 整備法附則第22条第2項の規定により新児童福 祉法第21条の5の3第1項の指定を受けたものと みなされている者に対する第7条第3項第1号の 規定の適用については、当分の間、同号中「言語聴 覚士」とあるのは、「聴能訓練担当職員(聴能訓練 を担当する職員をいう。) 及び言語機能訓練担当職 員(言語機能の訓練を担当する職員をいう。)」とす る。

- 2 利用定員の合計が20人以上である多機能型事業 所(この条例に規定する事業のみを行う多機能型事 業所を除く。)は、第12条及び第43条の規定にかか わらず、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサ ービスの利用定員を5人以上(指定児童発達支援の 事業又は指定放課後等デイサービスの事業を併せ て行う場合にあっては、これらの事業を通じて5人 以上)とすることができる。
- 害児を通わせる多機能型事業所は、第12条及び第43 条の規定にかかわらず、その利用定員を5人以上と することができる。
- 主として重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は 体幹の機能の障がいが重複している障害者につき 行う生活介護の事業を併せて行う場合にあっては、 第12条及び第43条の規定にかかわらず、その利用定 員を、当該多機能型事業所が行う全ての事業を通じ て5人以上とすることができる。
- 5 一略一 附則 1及び2 一略一
 - (削る)

山形県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正 する条例(案)新旧対照表

> 現 行

(指定障害児入所施設等の一般原則)

保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障が い (障害者基本法 (昭和45年法律第84号) 第2 条第1号に規定する障害をいう。以下同じ。) の特性その他の事情を踏まえた計画(以下「入 所支援計画」という。)を作成し、これに基づ き障害児に対して指定入所支援を提供するとと もに、その効果について継続的な評価を実施す ることその他の措置を講ずることにより障害児 に対して適切かつ効果的に指定入所支援を提供 しなければならない。

2 一略一

3 指定障害児入所施設等は、地域及び家庭との3 結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市 町村(特別区を含む。)、障害者の日常生活及 び社会生活を総合的に支援するための法律(平 成17年法律第123号) 第5条第1項に規定する障 害福祉サービスを行う者、他の児童福祉施設そ の他の保健医療サービス又は福祉サービスを提 供する者との密接な連携に努めなければならな V,°

4 一略一 (従業者)

第5条 一略一

- 2 前項各号に掲げる従業者のほか、主として自2 前項各号に掲げる従業者のほか、主として自 閉症児を入所させる指定福祉型障害児入所施設 である場合には医師を、指定福祉型障害児入所 施設において、心理指導を行う必要があると認 められる障害児5人以上に心理指導を行う場合 には心理指導担当職員を、職業指導を行う場合 には職業指導員を置かなければならない。
- 3 前項に規定する心理指導担当職員は、学校教3

改正案

(指定障害児入所施設等の一般原則)

第4条 指定障害児入所施設等は、入所給付決定 第4条 指定障害児入所施設等は、入所給付決定 保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障が い (障害者基本法 (昭和45年法律第84号) 第2 条第1号に規定する障害をいう。以下同じ。) の特性その他の事情を踏まえた計画(以下「入 所支援計画」という。)及び障害児(15歳以上 の障害児に限る。) が障害者の日常生活及び社 会生活を総合的に支援するための法律(平成17 年法律第123号)第5条第1項に規定する障害福 祉サービス(以下「障害福祉サービス」という。) その他のサービスを利用しつつ自立した日常生 活又は社会生活を営むことができるよう、自立 した日常生活又は社会生活への移行について支 援する上で必要な事項を定めた計画(以下「移 行支援計画」という。)を作成し、これに基づ き障害児に対して指定入所支援を提供するとと もに、その効果について継続的な評価を実施す ることその他の措置を講ずることにより障害児 に対して適切かつ効果的に指定入所支援を提供 しなければならない。

2 一略一

指定障害児入所施設等は、地域及び家庭との 結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市 町村 (特別区を含む。)、障害福祉サービスを 行う者、他の児童福祉施設その他の保健医療サ ービス又は福祉サービスを提供する者との密接 な連携に努めなければならない。

4 一略一 (従業者)

第5条 一略一

- 閉症児を入所させる指定福祉型障害児入所施設 である場合には医師を、指定福祉型障害児入所 施設において、<u>心理支援を</u>行う必要があると認 められる障害児5人以上に心理支援を行う場合 には心理担当職員を、職業指導を行う場合には 職業指導員を置かなければならない。
- 前項に規定する心理担当職員は、学校教育法

育法 (昭和22年法律第26号) に基づく大学 (短 期大学を除く。) 若しくは大学院において、心 理学を専修する学科、研究科若しくはこれらに 相当する課程を修めて卒業した者であって、個 人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこ れと同等以上の能力を有すると認められる者で なければならない。

4 一略一

(設備)

第6条 一略一

- 2 次の各号に掲げる指定福祉型障害児入所施設 2 次の各号に掲げる指定福祉型障害児入所施設 は、前項に規定する設備のほか、当該指定福祉 型障害児入所施設の区分に応じ、当該各号に定 める設備を設けなければならない。
 - (1) 略-
 - (2) 主として盲児を入所させる指定福祉型障 害児入所施設 遊戯室、訓練室、職業指導に 必要な設備、音楽に関する設備並びに浴室及 び便所の手すり、特殊表示等身体の機能の不 自由を助ける設備
 - (3) 主としてろうあ児を入所させる指定福祉 型障害児入所施設 遊戲室、訓練室、職業指 導に必要な設備及び映像に関する設備
 - (4) 主として肢体不自由のある児童を入所さ せる指定福祉型障害児入所施設 訓練室、屋 外訓練場並びに浴室及び便所の手すり等身体 の機能の不自由を助ける設備
- 3及び4 略-

(指定入所支援の取扱方針)

計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、 支援の提供が漫然かつ画一的なものとならない よう配慮しなければならない。

(昭和22年法律第26号) に基づく大学(短期大 学を除く。) 若しくは大学院において、心理学 を専修する学科、研究科若しくはこれらに相当 する課程を修めて卒業した者であって、個人及 び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと 同等以上の能力を有すると認められる者でなけ ればならない。

4 一略一 (設備)

第6条 一略一

- は、前項に規定する設備のほか、当該指定福祉 型障害児入所施設の区分に応じ、当該各号に定 める設備を設けなければならない。
 - (1) 略-
 - (2) 主として盲児を入所させる指定福祉型障 害児入所施設 遊戯室、支援室、職業指導に 必要な設備、音楽に関する設備並びに浴室及 び便所の手すり、特殊表示等身体の機能の不 自由を助ける設備
 - (3) 主としてろうあ児を入所させる指定福祉 型障害児入所施設 遊戲室、支援室、職業指 導に必要な設備及び映像に関する設備
 - (4) 主として肢体不自由のある児童を入所さ せる指定福祉型障害児入所施設 支援室、屋 外遊戯場並びに浴室及び便所の手すり等身体 の機能の不自由を助ける設備
- 3及び4 一略一

(指定入所支援の取扱方針)

- 第9条 指定福祉型障害児入所施設は、入所支援 第9条 指定福祉型障害児入所施設は、入所支援 計画及び移行支援計画に基づき、障害児の心身 その者の支援を適切に行うとともに、指定入所 の状況等に応じて、その者の支援を適切に行う とともに、指定入所支援の提供が漫然かつ画一 的なものとならないよう配慮しなければならな
 - 2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児ができ る限り良好な家庭的環境において指定入所支援 を受けることができるよう努めなければならな
 - 3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児が自立 した日常生活又は社会生活を営むことができる よう、障害児及び入所給付決定保護者の意思を できる限り尊重するための配慮をしなければな らない。
 - 4及び5 一略一

(従業者)

- 第20条 指定医療型障害児入所施設に置くべき従第20条 指定医療型障害児入所施設に置くべき従 業者は、次のとおりとする。
 - (1)及び(2) -略-
 - (3) 心理指導を担当する職員
 - (4)及び(5) 一略一
- $2 \sim 4$ 一略一

(設備)

- 第21条 指定医療型障害児入所施設は、次に掲げ第21条 指定医療型障害児入所施設は、次に掲げ る設備を設けなければならない。
 - (1) -略-
 - (2) 訓練室及び浴室
- 2 次の各号に掲げる指定医療型障害児入所施設 2 次の各号に掲げる指定医療型障害児入所施設 掲げる設備を設けなければならない。ただし、 ないことができる。
 - (1) -略-
 - (2) 主として肢体不自由のある児童を入所さ せる指定医療型障害児入所施設 屋外訓練 場、ギブス室、特殊手工芸等の作業を指導す るのに必要な設備、義肢及び装具を製作する 設備並びに浴室及び便所の手すり等身体の機 能の不自由を助ける設備
- $3 \sim 5$ 一略一

(従業者)

- 業者は、次のとおりとする。
 - (1)及び(2) -略-
 - (3) 心理支援を担当する職員
 - (4)及び(5) 一略一
- $2 \sim 4$ 一略一

(設備)

- る設備を設けなければならない。
 - (1) 一略一
 - (2) 支援室及び浴室
- は、前項各号に掲げる設備のほか、次の各号に は、前項各号に掲げる設備のほか、次の各号に 掲げる設備を設けなければならない。ただし、 第2号の義肢及び装具を製作する設備にあって 第2号の義肢及び装具を製作する設備にあって は、他に適当な設備がある場合は、これを置か は、他に適当な設備がある場合は、これを置か ないことができる。
 - (1) -略-
 - (2) 主として肢体不自由のある児童を入所さ せる指定医療型障害児入所施設 屋外遊戯 場、ギブス室、特殊手工芸等の作業を支援す るのに必要な設備、義肢及び装具を製作する 設備並びに浴室及び便所の手すり等身体の機 能の不自由を助ける設備

 $3 \sim 5$ 一略一

山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一 部を改正する条例(案)新旧対照表

> 玥 行

改正案

目次

第1章~第7章 一略一

第8章 自立訓練(機能訓練)

第1節~第4節 一略一

第5節 共生型障害福祉サービスに関する基 準 (第74条の2-第74条の4)

第6節 基準該当障害福祉サービスに関する 基準 (第75条・第75条の2)

第9章 一略一

第10章 就労移行支援

第1節~第4節 一略一

第11章 一略一

第12章の3 自立生活援助

第1節~第3節 一略一

第4節 運営に関する基準 (第102条の14・第 102条の15)

第13章~第17章 一略一

附則

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用第2条 この条例において、次の各号に掲げる用 語の意義は、当該各号に定めるところによるもの語の意義は、当該各号に定めるところによるもの とし、その他の用語は、法において使用する用語とし、その他の用語は、法において使用する用語 の例によるものとする。

(1)~(8) -略-

(9) 多機能型 第36条に規定する指定生活介 護の事業、第70条に規定する指定自立訓練(機 能訓練)の事業、第76条に規定する指定自立 訓練(生活訓練)の事業、第83条に規定する 指定就労移行支援の事業、第90条に規定する 指定就労継続支援A型の事業及び第96条に規 定する指定就労継続支援B型の事業並びに山 形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び 運営に関する基準等を定める条例(平成24年 12月県条例第79号。以下「指定通所支援基準 条例」という。)第5条に規定する指定児童

目次

第1章~第7章 一略一

第8章 自立訓練(機能訓練)

第1節~第4節 一略一

第5節 共生型障害福祉サービスに関する基 準 (第74条の2-第74条の5)

第6節 基準該当障害福祉サービスに関する 基準 (第75条-第75条の3)

第9章 一略一

第9章の2 就労選択支援

第1節 基本方針 (第82条の3)

第2節 人員に関する基準 (第82条の4・第 82条の5)

第3節 設備に関する基準 (第82条の6)

第4節 運営に関する基準 (第82条の7・第 82条の8)

第10章 就労移行支援

第1節~第4節 一略一

第11章 一略-

第12章の3 自立生活援助

第1節~第3節 一略一

第4節 運営に関する基準 (第102条の14)

第13章~第17章 一略一 附則

(定義)

の例によるものとする。

(1)~(8) -略-

(9) 多機能型 第36条に規定する指定生活介 護の事業、第70条に規定する指定自立訓練(機 能訓練)の事業、第76条に規定する指定自立 訓練(生活訓練)の事業、第83条に規定する 指定就労移行支援の事業、第90条に規定する 指定就労継続支援A型の事業及び第96条に規 定する指定就労継続支援B型の事業並びに山 形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び 運営に関する基準等を定める条例(平成24年 12月県条例第79号。以下「指定通所支援基準 条例」という。) 第5条に規定する指定児童

発達支援の事業、指定通所支援基準条例第32 条に規定する指定医療型児童発達支援の事 業、指定放課後等デイサービス(指定通所支 援基準条例第39条に規定する指定放課後等デ イサービスをいう。第43条の2において同 じ。) の事業、指定通所支援基準条例第47条 の2に規定する指定居宅訪問型児童発達支援 の事業及び指定通所支援基準条例第48条に規 定する指定保育所等訪問支援の事業のうち2 以上の事業を一体的に行うこと(指定通所支 援基準条例に規定する事業のみを行う場合を 除く。)をいう。

(指定障害福祉サービス事業者の一般原則)

第4条 指定障害福祉サービス事業者(第3章、|第4条 指定障害福祉サービス事業者(第3章、 第4章及び第7章から第13章までに掲げる事業 を行うものに限る。)は、利用者の意向、適性、 障がい(障害者基本法(昭和45年法律第84号) 第2条第1号に規定する障害をいう。以下同 じ。) の特性その他の事情を踏まえた計画(以 下「個別支援計画」という。)を作成し、これ に基づき利用者に対して指定障害福祉サービス を提供するとともに、その効果について継続的 な評価を実施することその他の措置を講ずるこ とにより利用者に対して適切かつ効果的に指定 障害福祉サービスを提供しなければならない。

2及び3 一略一

(管理者)

業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管 理者を置かなければならない。ただし、指定居 宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該 指定居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又 は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務 に従事させることができるものとする。

(指定居宅介護の具体的取扱方針)

指定居宅介護の方針は、次に掲げるものとする。 (1) - 略-

発達支援の事業、指定放課後等デイサービス (指定通所支援基準条例第39条に規定する指 定放課後等デイサービスをいう。第43条の2 において同じ。) の事業、指定通所支援基準 条例第47条の2に規定する指定居宅訪問型児 童発達支援の事業及び指定通所支援基準条例 第48条に規定する指定保育所等訪問支援の事 業のうち2以上の事業を一体的に行うこと (指定通所支援基準条例に規定する事業のみ を行う場合を除く。)をいう。

(指定障害福祉サービス事業者の一般原則)

第4章、第8章、第9章及び第10章から第13章 までに掲げる事業を行うものに限る。)は、利 用者の意向、適性、障がい(障害者基本法(昭 和45年法律第84号) 第2条第1号に規定する障 害をいう。以下同じ。) の特性その他の事情を 踏まえた計画(以下「個別支援計画」という。) を作成し、これに基づき利用者に対して指定障 害福祉サービスを提供するとともに、その効果 について継続的な評価を実施することその他の 措置を講ずることにより利用者に対して適切か つ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなけ ればならない。

2及び3 -略-

(管理者)

第7条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事第7条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事 業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管 理者を置かなければならない。ただし、指定居 宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該 指定居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又 は当該指定居宅介護事業所以外の事業所、施設 等の職務に従事させることができるものとす る。

(指定居宅介護の具体的取扱方針)

- 第13条 指定居宅介護事業所の従業者が提供する第13条 指定居宅介護事業所の従業者が提供する 指定居宅介護の方針は、次に掲げるものとする。
 - (1) 略-
 - (2) 指定居宅介護の提供に当たっては、利用 者が自立した日常生活又は社会生活を営むこ とができるよう、利用者の意思決定の支援に 配慮すること。

(3)~(5) 一略一

(2)~(4) 一略一

(管理者)

第22条 基準該当居宅介護事業者は、基準該当居第22条 基準該当居宅介護事業者は、基準該当居 宅介護事業所ごとに、専らその職務に従事する 管理者を置かなければならない。ただし、基準 該当居宅介護事業所の管理上支障がない場合 は、当該基準該当居宅介護事業所の他の職務に 従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、 施設等の職務に従事させることができるものと する。

(従業者)

第26条 一略一

2及び3 一略一

関(児童福祉法第6条の2の2第3項に規定す じ。) の設置者である場合であって、療養介護 及び指定入所支援を同一の機関において一体的 に提供しているときは、指定医療機関として適 切な医療その他のサービスを提供するのに必要 な人員を確保していることをもって、第1項及 び第2項に規定する基準を満たしているものと みなすことができる。

(指定療養介護の取扱方針)

第29条 一略一

2及び3 一略一

(従業者)

- 第37条 指定生活介護の事業を行う者(以下「指第37条 指定生活介護の事業を行う者(以下「指 う。) ごとに、次に掲げる従業者を置かなけれ ばならない。
 - (1) 一略一
 - (2) 看護職員(保健師又は看護師若しくは准 看護師をいう。第8章及び第16章において同 じ。)、理学療法士又は作業療法士及び生活 支援員
 - (3) -略-
- 2 一略一

(共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機 能型居宅介護事業者等の基準)

(管理者)

宅介護事業所ごとに、専らその職務に従事する 管理者を置かなければならない。ただし、基準 該当居宅介護事業所の管理上支障がない場合 は、当該基準該当居宅介護事業所の他の職務に 従事させ、又は当該基準該当居宅介護事業所以 外の事業所、施設等の職務に従事させることが できるものとする。

(従業者)

第26条 一略一

2及び3 -略-

4 指定療養介護事業者が、指定発達支援医療機 4 指定療養介護事業者が、指定発達支援医療機 関(児童福祉法第7条第2項に規定する指定医 る指定医療機関をいう。以下この項において同 療機関をいう。以下この項において同じ。)の 設置者である場合であって、療養介護及び指定 入所支援を同一の機関において一体的に提供し ているときは、指定医療機関として適切な医療 その他のサービスを提供するのに必要な人員を 確保していることをもって、第1項及び第2項 に規定する基準を満たしているものとみなすこ とができる。

(指定療養介護の取扱方針)

第29条 一略一

- 2 指定療養介護事業者は、利用者が自立した日 常生活又は社会生活を営むことができるよう、 利用者の意思決定の支援に配慮しなければなら <u>な</u>い。
- 3及び4 一略一

(従業者)

- |定生活介護事業者||という。) は、当該事業を | 定生活介護事業者 | という。) は、当該事業を 行う事業所(以下「指定生活介護事業所」とい 行う事業所(以下「指定生活介護事業所」とい う。) ごとに、次に掲げる従業者を置かなけれ ばならない。
 - (1) 一略一
 - (2)看護職員(保健師又は看護師若しくは准看 護師をいう。第8章及び第16章において同 じ。)、理学療法士、作業療法士又は言語聴 覚士及び生活支援員
 - (3) 略-
 - 2 一略一

(共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機 能型居宅介護事業者等の基準)

第43条の4 共生型生活介護の事業を行う指定小第43条の4 共生型生活介護の事業を行う指定小

護小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密 着型サービス基準第171条第1項に規定する指 定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。) 又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業 者(指定地域密着型介護予防サービスの事業の 人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護 予防サービスに係る介護予防のための効果的な 支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省 令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サー ビス基準」という。)第44条第1項に規定する 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者を いう。以下同じ。) (以下「指定小規模多機能 型居宅介護事業者等」という。)が当該事業に 関して満たすべき基準は、次のとおりとする。 (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所(指 定地域密着型サービス基準第63条第1項に規 定する指定小規模多機能型居宅介護事業所を いう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護 事業所(指定地域密着型サービス基準第171 条第1項に規定する指定看護小規模多機能型 居宅介護事業所をいう。) 又は指定介護予防 小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密 着型介護予防サービス基準第44条第1項に規 定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護 事業所をいう。以下同じ。) (以下「指定小 規模多機能型居宅介護事業所等」という。) の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介 護事業所等の登録者(指定地域密着型サービ ス基準第63条第1項若しくは第171条第1項 又は指定地域密着型介護予防サービス基準第 44条第1項に規定する登録者をいう。以下同 じ。) の数と共生型生活介護、共生型自立訓 練(機能訓練) (第74条の2に規定する共生 型自立訓練(機能訓練)をいう。) 若しくは 共生型自立訓練(生活訓練) (第81条の2に 規定する共生型自立訓練(生活訓練)をいう。) 又は共生型児童発達支援(指定通所支援基準 条例第25条の2に規定する共生型児童発達支 援をいう。) 若しくは共生型放課後等デイサ ービス(指定通所支援基準条例第44条の2に 規定する共生型放課後等デイサービスをい う。)(以下「共生型通いサービス」という。)

規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型

サービス基準第63条第1項に規定する指定小規

模多機能型居宅介護事業者をいう。)、指定看

規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型 サービス基準第63条第1項に規定する指定小規 模多機能型居宅介護事業者をいう。)、指定看 護小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密 着型サービス基準第171条第1項に規定する指 定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。) 又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業 者(指定地域密着型介護予防サービスの事業の 人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護 予防サービスに係る介護予防のための効果的な 支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省 令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サー ビス基準」という。)第44条第1項に規定する 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者を いう。以下同じ。) (以下「指定小規模多機能 型居宅介護事業者等」という。)が当該事業に 関して満たすべき基準は、次のとおりとする。 (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所(指

定地域密着型サービス基準第63条第1項に規 定する指定小規模多機能型居宅介護事業所を いう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護 事業所(指定地域密着型サービス基準第171 条第1項に規定する指定看護小規模多機能型 居宅介護事業所をいう。) 又は指定介護予防 小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密 着型介護予防サービス基準第44条第1項に規 定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護 事業所をいう。以下同じ。) (以下「指定小 規模多機能型居宅介護事業所等」という。) の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介 護事業所等の登録者(指定地域密着型サービ ス基準第63条第1項若しくは第171条第1項 又は指定地域密着型介護予防サービス基準第 44条第1項に規定する登録者をいう。以下同 じ。) の数と共生型生活介護、共生型自立訓 練(機能訓練) (第74条の2に規定する共生 型自立訓練(機能訓練)をいう。) 若しくは 共生型自立訓練(生活訓練) (第81条の2に 規定する共生型自立訓練(生活訓練)をいう。) 又は共生型児童発達支援(指定通所支援基準 条例第25条の2に規定する共生型児童発達支 援をいう。) 若しくは共生型放課後等デイサ ービス(指定通所支援基準条例第44条の2に 規定する共生型放課後等デイサービスをい う。)(以下「共生型通いサービス」という。)

を利用するために当該指定小規模多機能型居 宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障 害児の数の合計数の上限をいう。以下この条、 第74条の3及び第81条の3において同じ。) を29人以下とすること。ただし、当該指定小 規模多機能型居宅介護事業所等であって、サ テライト型指定小規模多機能型居宅介護事業 所(指定地域密着型サービス基準第63条第7 項に規定するサテライト型指定小規模多機能 型居宅介護事業所をいう。)、サテライト型 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指 定地域密着型サービス基準第171条第8項に 規定するサテライト型指定看護小規模多機能 型居宅介護事業所をいう。)又はサテライト 型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業 所(指定地域密着型介護予防サービス基準第 44条第7項に規定するサテライト型指定介護 予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。 第45条第1号において同じ。) (以下「サテ ライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所 等」という。) であるものにあっては、18人 以下とすること。

(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が 提供する指定小規模多機能型居宅介護(指定 地域密着型サービス基準第62条に規定する指 定小規模多機能型居宅介護をいう。)、指定 看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着 型サービス基準第170条に規定する指定看護 小規模多機能型居宅介護をいう。)又は指定 介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域 密着型介護予防サービス基準第43条に規定す る指定介護予防小規模多機能型居宅介護をい う。以下同じ。) (以下「指定小規模多機能 型居宅介護等」という。) のうち通いサービ ス(指定地域密着型サービス基準第63条第1 項若しくは第171条第1項又は指定地域密着 型介護予防サービス基準第44条第1項に規定 する通いサービスをいう。以下同じ。)の利 用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事 業所等の通いサービスの利用者の数と共生型 通いサービスを受ける障害者及び障害児の数 の合計数の1日当たりの上限をいう。以下こ の条、第74条の3及び第81条の3において同 じ。)を登録定員の2分の1に相当する人数 以上15人以下とすること。ただし、当該指定

を利用するために当該指定小規模多機能型居 宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障 害児の数の合計数の上限をいう。以下この条、 第74条の4及び第81条の3において同じ。) を29人以下とすること。ただし、当該指定小 規模多機能型居宅介護事業所等であって、サ テライト型指定小規模多機能型居宅介護事業 所(指定地域密着型サービス基準第63条第7 項に規定するサテライト型指定小規模多機能 型居宅介護事業所をいう。)、サテライト型 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指 定地域密着型サービス基準第171条第8項に 規定するサテライト型指定看護小規模多機能 型居宅介護事業所をいう。) 又はサテライト 型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業 所(指定地域密着型介護予防サービス基準第 44条第7項に規定するサテライト型指定介護 予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。 第45条第1号において同じ。) (以下「サテ ライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所 等」という。) であるものにあっては、18人 以下とすること。

(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が 提供する指定小規模多機能型居宅介護(指定 地域密着型サービス基準第62条に規定する指 定小規模多機能型居宅介護をいう。)、指定 看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着 型サービス基準第170条に規定する指定看護 小規模多機能型居宅介護をいう。)又は指定 介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域 密着型介護予防サービス基準第43条に規定す る指定介護予防小規模多機能型居宅介護をい う。以下同じ。) (以下「指定小規模多機能 型居宅介護等」という。)のうち通いサービ ス(指定地域密着型サービス基準第63条第1 項若しくは第171条第1項又は指定地域密着 型介護予防サービス基準第44条第1項に規定 する通いサービスをいう。以下同じ。)の利 用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事 業所等の通いサービスの利用者の数と共生型 通いサービスを受ける障害者及び障害児の数 の合計数の1日当たりの上限をいう。以下こ の条、第74条の4及び第81条の3において同 じ。)を登録定員の2分の1に相当する人数 以上15人以下とすること。ただし、当該指定

小規模多機能型居宅介護事業所等であって、 登録定員が26人又は27人であるものにあって は登録定員の2分の1に相当する人数以上16 人以下とし、登録定員が28人であるものにあ っては登録定員の2分の1に相当する人数以 上17人以下とし、登録定員が29人であるもの にあっては登録定員の2分の1に相当する人 数以上18人以下とし、当該指定小規模多機能 型居宅介護事業所等であって、サテライト型 指定小規模多機能型居宅介護事業所であるも のにあっては、登録定員の2分の1に相当す る人数以上12人以下とすること。

(3) 一略一

(指定短期入所の取扱方針)

第50条 一略一

2 及び3 一略一

(指定重度障害者等包括支援の取扱方針) 第60条 一略一

2及び3 一略一

第8章 自立訓練(機能訓練)

第1節 一略一

第2節 人員に関する基準

(従業者)

- 第71条 指定自立訓練(機能訓練)の事業を行う第71条 指定自立訓練(機能訓練)の事業を行う 者は、当該事業を行う事業所(以下「指定自立 訓練(機能訓練)事業所」という。)ごとに、 次に掲げる従業者を置かなければならない。
 - (1) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及 び生活支援員
 - (2) 略-
- 2 一略一

第3節及び第4節 一略一 第5節 共生型障害福祉サービスに関す る基準

小規模多機能型居宅介護事業所等であって、 登録定員が26人又は27人であるものにあって は登録定員の2分の1に相当する人数以上16 人以下とし、登録定員が28人であるものにあ っては登録定員の2分の1に相当する人数以 上17人以下とし、登録定員が29人であるもの にあっては登録定員の2分の1に相当する人 数以上18人以下とし、当該指定小規模多機能 型居宅介護事業所等であって、サテライト型 指定小規模多機能型居宅介護事業所であるも のにあっては、登録定員の2分の1に相当す る人数以上12人以下とすること。

(3) -略-

(指定短期入所の取扱方針)

第50条 一略一

- 2 指定短期入所事業者は、利用者が自立した日 常生活又は社会生活を営むことができるよう、 利用者の意思決定の支援に配慮しなければなら ない。_
- 3及び4 一略一

(指定重度障害者等包括支援の取扱方針)

第60条 一略一

- 2 指定重度障害者等包括支援事業者は、利用者 が自立した日常生活又は社会生活を営むことが できるよう、利用者の意思決定の支援に配慮し なければならない。
- 3及び4 一略一

第8章 自立訓練(機能訓練)

第1節 一略一

第2節 人員に関する基準

(従業者)

- 者は、当該事業を行う事業所(以下「指定自立 訓練(機能訓練)事業所」という。)ごとに、 次に掲げる従業者を置かなければならない。
 - (1) 看護職員、理学療法士、作業療法士又は 言語聴覚士及び生活支援員
 - (2) -略-
- 一略一

第3節及び第4節 一略一 第5節 共生型障害福祉サービスに関す る基準

(共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指 定通所リハビリテーション事業者の基準)

第74条の3 共生型自立訓練(機能訓練)の事業

(共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指 定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第74条の3 - 略-

(準用)

第74条の4 一略一

第6節 基準該当障害福祉サービスにす る基準

(基準該当自立訓練(機能訓練)の基準)

- 害福祉サービス(第110条に規定する特定基準該 当自立訓練(機能訓練)を除く。)の事業を行 う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次 のとおりとする。
 - (1) 指定通所介護事業者等であって、地域に おいて自立訓練(機能訓練)が提供されてい ないこと等により自立訓練(機能訓練)を受 けることが困難な障害者に対して指定通所介 護等を提供するものであること。

(2) - 略-

を行う指定通所リハビリテーション事業者 (指 定居宅サービス等基準条例第87条第1項に規定 する指定通所リハビリテーション事業者をい う。以下同じ。)が当該事業に関して満たすべ き基準は、規則で定める。

(共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指 定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第74条の4 一略ー

(準用)

第74条の5 一略一

第6節 基準該当障害福祉サービスに関 する基準

(基準該当自立訓練(機能訓練)の基準)

- 第75条 自立訓練(機能訓練)に係る基準該当障第75条 自立訓練(機能訓練)に係る基準該当障 害福祉サービス(第75条の3に規定する病院等 基準該当自立訓練(機能訓練)及び第110条に規 定する特定基準該当自立訓練(機能訓練)を除 く。) の事業を行う者が当該事業に関して満た すべき基準は、次のとおりとする。
 - (1) 指定通所介護事業者等又は指定通所リハ ビリテーション事業者であって、地域におい て自立訓練(機能訓練)が提供されていない こと等により自立訓練(機能訓練)を受ける ことが困難な障害者に対して指定通所介護等 又は指定通所リハビリテーション(指定居宅 サービス等基準条例第86条に規定する指定通 所リハビリテーションをいう。)を提供する ものであること。
 - (2) 略-

(病院又は診療所における基準該当障害福祉サ ービス(自立訓練)に関する基準)

- 第75条の3 病院等基準該当自立訓練(機能訓練) (地域において自立訓練(機能訓練)が提供さ れていないこと等により自立訓練(機能訓練) を受けることが困難な障害者に対して病院又は 診療所が行う自立訓練(機能訓練)に係る基準 該当障害福祉サービスをいう。次項において同 じ。) の事業を行う者は、当該事業を行う事業 所ごとに、次に掲げる従業者を置かなければな らない
 - (1) 管理者
 - (2) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、 看護職員又は介護職員
- 前項に定めるもののほか、病院等基準該当自 立訓練(機能訓練)の事業を行う者が当該事業

に関して満たすべき基準は、規則で定める。 第9章の2 就労選択支援

第1節 基本方針

第82条の3 就労選択支援に係る指定障害福祉サービス(以下「指定就労選択支援」という。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号。以下「施行規則」という。)第6条の7の2に規定する者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに施行規則第6条の7の3に規定する事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、施行規則第6条の7の4に規定する便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。

第2節 人員に関する基準 (就労選択支援員)

- 第82条の4 指定就労選択支援の事業を行う者 (以下「指定就労選択支援事業者」という。) は、当該事業を行う事業所(以下「指定就労選 択支援事業所」という。)ごとに就労選択支援 員(指定就労選択支援の提供に当たる者として 規則で定める者をいう。次項において同じ。) を置かなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、指定就労選択支援事業所の就労選択支援員の基準は、規則で定める。 (準用)
- 第82条の5 第27条の規定は、指定就労選択支援 <u>の事業について準用する。</u> 第3節 設備に関する基準

(準用)

- 第82条の6 第40条の規定は、指定就労選択支援 の事業について準用する。
 - 第4節 運営に関する基準 (実施主体)
- 第82条の7 指定就労選択支援事業者は、就労移 行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サ ービス事業者であって、過去3年間に当該事業 者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の 事業所に雇用されたものその他これらと同等の 障害者に対する就労支援の経験及び実績を有す ると知事が認める事業者でなければならない。

(準用)

第82条の8 第10条、第11条、第15条の2から第 18条の2まで、第29条、第31条、第34条、第41 条及び第42条の規定は、指定就労選択支援の事 業について準用する。この場合において、第29 条第1項中「療養介護計画(指定療養介護に係 る個別支援計画をいう。) に基づき、利用者の 心身の状況等に応じて」とあるのは「利用者の 心身の状況等に応じて」と読み替えるものとす る。

サービス(以下「指定就労定着支援」という。) の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会 生活を営むことができるよう、就労に向けた支 援として障害者の日常生活及び社会生活を総合 的に支援するための法律施行規則(平成18年厚 生労働省令第19号。以下この条において「施行 規則」という。)第6条の10の2に規定するも のを受けて通常の事業所に新たに雇用された障 害者に対して、施行規則第6条の10の3に規定 する期間にわたり、当該通常の事業所での就労 の継続を図るために必要な当該通常の事業所の 事業主、障害福祉サービス事業者等、医療機関 その他の者との連絡調整その他の支援を適切か つ効果的に行うものでなければならない。

(実施主体)

第102条の6 指定就労定着支援事業者は、過去3 第102条の6 指定就労定着支援事業者は、生活介 年間において平均1人以上、通常の事業所に新 たに障害者を雇用させている生活介護、自立訓 練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労 移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援 B型に係る指定障害福祉サービス事業者でなけ ればならない。

(従業者) 第102条の11 -略-2 一略一

第102条の2 就労定着支援に係る指定障害福祉第102条の2 就労定着支援に係る指定障害福祉 サービス(以下「指定就労定着支援」という。) の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会 生活を営むことができるよう、就労に向けた支 援として施行規則第6条の10の2に規定するも のを受けて通常の事業所に新たに雇用された障 害者に対して、施行規則第6条の10の3に規定 する期間にわたり、当該通常の事業所での就労 の継続を図るために必要な当該通常の事業所の 事業主、障害福祉サービス事業者等、医療機関 その他の者との連絡調整その他の支援を適切か つ効果的に行うものでなければならない。

(実施主体)

護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓 練)、就労移行支援、就労継続支援A型又は就 労継続支援B型に係る指定障害福祉サービス事 業者であって、過去3年間に当該事業者の事業 所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に 雇用されたもの又は障害者の雇用の促進等に関 する法律第27条第2項に規定する障害者就業・ 生活支援センターでなければならない。

(従業者)

第102条の11 -略-

- 3 指定自立生活援助事業者が指定地域移行支援 事業者(障害者の日常生活及び社会生活を総合 的に支援するための法律に基づく指定地域相談 支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成 24年厚生労働省令第27号。以下「指定地域相談 支援基準」という。)第2条第3項に規定する 指定地域移行支援事業者をいう。) の指定を受

(実施主体)

第102条の14 指定自立生活援助事業者は、指定障 害福祉サービス事業者(居宅介護、重度訪問介 護、同行援護、行動援護、宿泊型自立訓練又は 共同生活援助の事業を行う者に限る。)、指定 障害者支援施設又は指定相談支援事業者でなけ ればならない。

(準用)

第102条の15 - 略-

第103条 共同生活援助に係る指定障害福祉サー第103条 共同生活援助に係る指定障害福祉サー ビス(以下「指定共同生活援助」という。)の 事業は、利用者が地域において共同して自立し た日常生活又は社会生活を営むことができるよ う、当該利用者の身体及び精神の状況並びにそ の置かれている環境に応じて共同生活住居(共 同生活援助を行う住居をいう。以下同じ。)に おいて相談、入浴、排せつ又は食事の介護その 他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行う ものでなければならない。

け、かつ、指定自立生活援助の事業及び指定地 域移行支援(指定地域相談支援基準第1条第11 号に規定する指定地域移行支援をいう。) の事 業を同一の事業所において一体的に運営してい る場合は、指定地域相談支援基準第3条の規定 により当該事業所に配置された相談支援専門員 (同条第2項に規定する相談支援専門員をい う。以下同じ。) を第1項第2号の規定により 置くべきサービス管理責任者とみなすことがで きる。

4 指定自立生活援助事業者が指定地域定着支援 事業者(指定地域相談支援基準第39条第3項に 規定する指定地域定着支援事業者をいう。)の 指定を受け、かつ、指定自立生活援助の事業及 び指定地域定着支援(指定地域相談支援基準第 1条第12号に規定する指定地域定着支援をい う。) の事業を同一の事業所において一体的に 運営している場合は、指定地域相談支援基準第 40条において準用する指定地域相談支援基準第 3条の規定により当該事業所に配置された相談 支援専門員を第1項第2号の規定により置くべ きサービス管理責任者とみなすことができる。

(準用)

第102条の14 - 略-

ビス(以下「指定共同生活援助」という。)の 事業は、利用者が地域において共同して自立し た日常生活又は社会生活を営むことができるよ う、当該利用者の身体及び精神の状況並びにそ の置かれている環境に応じて共同生活住居(共 同生活援助を行う住居をいう。以下同じ。)に おいて相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護 その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に 行い、又はこれに併せて、居宅における自立し た日常生活への移行を希望する入居者につき当 該日常生活への移行及び移行後の定着に関する 相談、住居の確保に係る援助その他居宅におけ る自立した日常生活への移行及び移行後の定着

(指定共同生活援助の取扱方針) 第106条の2 - 略-

 $2 \sim 4$ 一略一

第107条の2 日中サービス支援型指定共同生活 第107条の2 日中サービス支援型指定共同生活 援助(指定共同生活援助であって、当該指定共 同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従 業者により、常時介護を要する者に対して、常 時の支援体制を確保した上で行われる入浴、排 せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助を いう。以下同じ。)の事業は、常時の支援体制 を確保することにより、利用者が地域において、 家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立 した日常生活又は社会生活を営むことができる よう、当該利用者の身体及び精神の状況並びに その置かれている環境に応じて共同生活住居に おいて相談、入浴、排せつ又は食事の介護その 他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行う ものでなければならない。

第107条の8 外部サービス利用型指定共同生活 第107条の8 外部サービス利用型指定共同生活 援助(指定共同生活援助であって、当該指定共 同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従 業者により行われる外部サービス利用型共同生 活援助計画(当該指定共同生活援助に係る個別 支援計画をいう。以下同じ。)の作成、相談そ の他の日常生活上の援助(次条第1項において 「基本サービス」という。)及び当該指定共同 生活援助に係る指定共同生活援助事業者が委託 する指定居宅介護事業者(以下「受託居宅介護 サービス事業者」という。)により、当該外部 サービス利用型共同生活援助計画に基づき行わ れる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生 活上の援助(以下「受託居宅介護サービス」と いう。)をいう。以下同じ。)の事業は、外部 サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受 託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護 サービスを適切かつ円滑に提供することによ り、利用者が地域において共同して自立した日

に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでな ければならない。

(指定共同生活援助の取扱方針)

第106条の2 一略一

2 指定共同生活援助事業者は、利用者が自立し た日常生活又は社会生活を営むことができるよ う、利用者の意思決定の支援に配慮しなければ ならない。

 $3 \sim 5$ 一略一

援助(指定共同生活援助であって、当該指定共 同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従 業者により、常時介護を要する者に対して、常 時の支援体制を確保した上で行われる入浴、排 せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助を いう。以下同じ。) の事業は、常時の支援体制 を確保することにより、利用者が地域において、 家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立 した日常生活又は社会生活を営むことができる よう、当該利用者の身体及び精神の状況並びに その置かれている環境に応じて共同生活住居に おいて相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護 その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行 われる居宅における自立した日常生活への移行 及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果 的に行うものでなければならない。

援助(指定共同生活援助であって、当該指定共 同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従 業者により行われる外部サービス利用型共同生 活援助計画(当該指定共同生活援助に係る個別 支援計画をいう。以下同じ。)の作成、相談そ の他の日常生活上の援助(次条第1項において 「基本サービス」という。)及び当該指定共同 生活援助に係る指定共同生活援助事業者が委託 する指定居宅介護事業者(以下「受託居宅介護 サービス事業者」という。)により、当該外部 サービス利用型共同生活援助計画に基づき行わ れる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生 活上の援助(以下「受託居宅介護サービス」と いう。)をいう。以下同じ。)の事業は、外部 サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受 託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護 サービスを適切かつ円滑に提供することによ り、利用者が地域において共同して自立した日

常生活又は社会生活を営むことができるよう、 当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置 かれている環境に応じて、共同生活住居におい て相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の 日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うもの でなければならない。

第108条 多機能型による指定生活介護事業所、指第108条 多機能型による指定生活介護事業所、指 定自立訓練(機能訓練)事業所、指定自立訓練 (生活訓練)事業所、指定就労移行支援事業所、 指定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続 支援B型事業所(指定就労継続支援B型事業を 行う者が指定就労継続支援B型の事業を行う事 業所をいう。)並びに指定児童発達支援事業所 (指定通所支援基準条例第6条に規定する指定 児童発達支援事業所をいう。)、指定医療型児 童発達支援事業所(指定通所支援基準条例第33 条に規定する指定医療型児童発達支援事業所を いう。)及び指定放課後等デイサービス事業所 (指定通所支援基準条例第40条に規定する指定 放課後等デイサービス事業所をいう。) (以下 「多機能型事業所」と総称する。) の従業者に 関する特例については、規則で定める。

第111条 特定基準該当障害福祉サービス事業者 第111条 特定基準該当障害福祉サービス事業者 は、特定基準該当障害福祉サービスを行う事業 所(以下この章において「特定基準該当障害福 祉サービス事業所」という。) ごとに、次に掲

げる従業者を置かなければならない。

(1)及び(2) -略-

(従業者)

(3) 理学療法士又は作業療法士(特定基準該 当生活介護を提供する事業所における利用者 に対する日常生活を営むのに必要な機能の減 退を防止するための訓練又は特定基準該当自 立訓練(機能訓練)を提供する事業所に限る。)

 $(4)\sim(6)$ 一略一

2 一略一

(管理者)

は、特定基準該当障害福祉サービス事業所ごと

常生活又は社会生活を営むことができるよう、 当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置 かれている環境に応じて、共同生活住居におい て相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その 他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われ る居宅における自立した日常生活への移行及び 移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に 行うものでなければならない。

定自立訓練 (機能訓練) 事業所、指定自立訓練 (生活訓練)事業所、指定就労移行支援事業所、 指定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続 支援B型事業所(指定就労継続支援B型事業を 行う者が指定就労継続支援B型の事業を行う事 業所をいう。) 並びに指定児童発達支援事業所 (指定通所支援基準条例第6条に規定する指定 児童発達支援事業所をいう。) 及び指定放課後 等デイサービス事業所(指定通所支援基準条例 第40条に規定する指定放課後等デイサービス事 業所をいう。) (以下「多機能型事業所」と総 称する。) の従業者に関する特例については、 規則で定める。

(従業者)

は、特定基準該当障害福祉サービスを行う事業 所(以下この章において「特定基準該当障害福 祉サービス事業所」という。) ごとに、次に掲 げる従業者を置かなければならない。

(1)及び(2) -略-

(3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 (特定基準該当生活介護を提供する事業所に おける利用者に対する日常生活を営むのに必 要な機能の減退を防止するための訓練又は特 定基準該当自立訓練(機能訓練)を提供する 事業所に限る。)

 $(4)\sim(6)$ 一略一

一略一 (管理者)

第112条 特定基準該当障害福祉サービス事業者|第112条 特定基準該当障害福祉サービス事業者 は、特定基準該当障害福祉サービス事業所ごと に、専らその職務に従事する管理者を置かなけ に、専らその職務に従事する管理者を置かなけ ればならない。ただし、特定基準該当障害福祉 ればならない。ただし、特定基準該当障害福祉 サービス事業所の管理上支障がない場合は、当 サービス事業所の管理上支障がない場合は、当

該特定基準該当障害福祉サービス事業所の他の 職務に<u>従事させる</u>ことができるものとする。 該特定基準該当障害福祉サービス事業所の他の 職務に<u>従事させ、又は当該特定基準該当障害福</u> <u>祉サービス事業所以外の事業所、施設等の職務</u> <u>に従事させる</u>ことができるものとする。 山形県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正す る条例(案)新旧対照表

> 現 行

(指定障害者支援施設の一般原則)

(指定障害者支援施設の一般原則)

第4条 一略一

 $2 \sim 3$ 一略一

第4条 一略一 $2 \sim 3$ 一略一

4 指定障害者支援施設は、利用者の自己決定の 尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者 の地域生活への移行に関する意向を把握し、当 該意向を定期的に確認するとともに、法第77条 第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談 支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と 連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生 活への移行に向けた措置を講じなければならな

改正案

5 指定障害者支援施設は、利用者の当該指定障 害者支援施設以外における指定障害福祉サービ ス等の利用状況等を把握するとともに、利用者 の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮し つつ、利用者の当該指定障害者支援施設以外に おける指定障害福祉サービス等の利用に関する 意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は 特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、 必要な援助を行わなければならない。

(従業者)

(従業者)

- 第5条 指定障害者支援施設は、次の各号に掲げる|第5条 指定障害者支援施設は、次の各号に掲げる 場合の区分に応じ、当該各号に定める従業者を 置かなければならない。
 - (1) 生活介護を行う場合 次に掲げる従業者 イ 一略一
 - ロ 看護職員(保健師又は看護師若しくは准 看護師をいう。以下同じ。)、理学療法士 又は作業療法士及び生活支援員

ハ 一略一

- (2)自立訓練(機能訓練)を行う場合 次に掲 げる従業者
 - イ 看護職員、理学療法士又は作業療法士及 び生活支援員

口 一略一

 $(3)\sim(6)$ 一略一

2 一略一

(施設障害福祉サービスの取扱方針)

第13条 一略一

(新設)

- 場合の区分に応じ、当該各号に定める従業者を 置かなければならない。
 - (1) 生活介護を行う場合 次に掲げる従業者 イ 一略一
 - ロ 看護職員(保健師又は看護師若しくは准 看護師をいう。以下同じ。)、理学療法士、 作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員 ハ 一略ー
- (2)自立訓練(機能訓練)を行う場合 次に掲 げる従業者
 - イ 看護職員、理学療法士、作業療法士又は 言語聴覚士及び生活支援員

口 一略一

 $(3)\sim(6)$ 一略一

2 一略一

(施設障害福祉サービスの取扱方針)

第13条 一略一

2 指定障害者支援施設は、利用者が自立した日 常生活又は社会生活を営むことができるよう、

 $3 \sim 4$ 一略一

山形県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 (案) 新旧対照表

> 現 行

改 正 案

目次

第1章~第4章 一略一

第5章 自立訓練(生活訓練)(第31条—第35 条)

第6章~第10章 一略一 附則

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用第2条 この条例において、次の各号に掲げる用 語の意義は、当該各号に定めるところによるも のとし、その他の用語は、法において使用する 用語の例によるものとする。

 $(1)\sim(7)$ -略-

(8) 多機能型 生活介護の事業、自立訓練(機 能訓練)の事業、自立訓練(生活訓練)の事 業、就労移行支援の事業、就労継続支援A型 の事業及び就労継続支援B型の事業並びに児 童発達支援(児童福祉法(昭和22年法律第164 号)第6条の2の2第2項に規定する児童発 達支援をいう。) の事業、医療型児童発達支 援(同条第3項に規定する医療型児童発達支 援をいう。)の事業、放課後等デイサービス (同条第4項に規定する放課後等デイサービ スをいう。) の事業、居宅訪問型児童発達支 援(同条第5項に規定する居宅訪問型児童発 達支援をいう。) の事業及び保育所等訪問支 援(同条第6項に規定する保育所等訪問支援 をいう。) の事業のうち2以上の事業を一体 的に行うこと(同法に規定する事業のみを行 う場合を除く。)をいう。

(障害福祉サービス事業者の一般原則)

第3条 障害福祉サービス事業を行う者 (以下 「障第3条 障害福祉サービス事業を行う者 (以下 「障 害福祉サービス事業者」という。) (次章から 第8章までに掲げる事業を行うものに限る。) は、利用者の意向、適性、障がい(障害者基本 法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定 する障害をいう。以下同じ。) の特性その他の 事情を踏まえた計画(以下「個別支援計画」と いう。)を作成し、これに基づき利用者に対し て障害福祉サービスを提供するとともに、その 効果について継続的な評価を実施することその

目次

第1章~第4章 一略一

第5章 自立訓練(生活訓練)(第31条—第35 条)

第5章の2 就労選択支援(第35条の2一第35 条の6)

第6章~第10章 一略一 附則

(定義)

語の意義は、当該各号に定めるところによるも のとし、その他の用語は、法において使用する 用語の例によるものとする。

 $(1)\sim(7)$ -略-

(8) 多機能型 生活介護の事業、自立訓練(機 能訓練)の事業、自立訓練(生活訓練)の事 業、就労移行支援の事業、就労継続支援A型 の事業及び就労継続支援B型の事業並びに児 童発達支援(児童福祉法(昭和22年法律第164 号)第6条の2の2第2項に規定する児童発 達支援をいう。) の事業、放課後等デイサー ビス (同条第3項に規定する放課後等デイサ ービスをいう。) の事業、居宅訪問型児童発 達支援(同条第4項に規定する居宅訪問型児 童発達支援をいう。)の事業及び保育所等訪 問支援(同条第5項に規定する保育所等訪問 支援をいう。) の事業のうち2以上の事業を 一体的に行うこと(同法に規定する事業のみ を行う場合を除く。)をいう。

(障害福祉サービス事業者の一般原則)

害福祉サービス事業者」という。) (次章から 第5章まで及び第6章から第8章までに掲げる 事業を行うものに限る。)は、利用者の意向、 適性、障がい(障害者基本法(昭和45年法律第 84号) 第2条第1号に規定する障害をいう。以 下同じ。) の特性その他の事情を踏まえた計画 (以下「個別支援計画」という。)を作成し、 これに基づき利用者に対して障害福祉サービス を提供するとともに、その効果について継続的 他の措置を講ずることにより利用者に対して適 切かつ効果的に障害福祉サービスを提供しなけ ればならない。

2及び3 -略-

(療養介護の取扱方針)

第12条 一略一

2及び3 一略一

(職員の配置)

- 第24条 生活介護事業者は、生活介護事業所ごと 第24条 生活介護事業者は、生活介護事業所ごと に、次に掲げる職員を置かなければならない。
 - (1)及び(2) -略-
 - (3) 看護職員(保健師又は看護師若しくは准)(3) 看護職員(保健師又は看護師若しくは准 看護師をいう。次章において同じ。)、理学 療法士又は作業療法士及び生活支援員

(4) - 略-

2 一略一

(職員の配置)

- 第29条 自立訓練(機能訓練)の事業を行う者は、第29条 自立訓練(機能訓練)の事業を行う者は、 当該事業を行う事業所(以下「自立訓練(機能 訓練)事業所」という。)ごとに、次に掲げる 職員を置かなければならない。
 - (1) -略-
 - (2) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及 び生活支援員
 - (3) -略-
- 2 一略一

な評価を実施することその他の措置を講ずるこ とにより利用者に対して適切かつ効果的に障害 福祉サービスを提供しなければならない。

2及び3 一略一

(療養介護の取扱方針)

第12条 一略一

- 2 療養介護事業者は、利用者が自立した日常生 活又は社会生活を営むことができるよう、利用 者の意思決定の支援に配慮するよう努めなけれ ばならない。
- 3及び4 一略一

(職員の配置)

- に、次に掲げる職員を置かなければならない。
 - (1)及び(2) 一略一
 - 看護師をいう。次章において同じ。)、理学 療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活 支援員
 - (4) 略-
- 2 一略一

(職員の配置)

- 当該事業を行う事業所(以下「自立訓練(機能 訓練)事業所」という。)ごとに、次に掲げる 職員を置かなければならない。
 - (1) 一略一
- (2) 看護職員、理学療法士、作業療法士又は 言語聴覚士及び生活支援員
 - (3) -略-
- 2 一略一

第5章の2 就労選択支援

(基本方針)

第35条の2 就労選択支援の事業は、利用者が自 立した日常生活又は社会生活を営むことができ るよう、障害者の日常生活及び社会生活を総合 的に支援するための法律施行規則(平成18年厚 生労働省令第19号。以下この条において「施行 規則」という。)第6条の7の2に規定する者 につき、短期間の生産活動その他の活動の機会 の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び 能力の評価並びに施行規則第6条の7の3に規 定する事項の整理を行い、又はこれに併せて、 当該評価及び当該整理の結果に基づき、施行規 則第6条の7の4に規定する便宜を適切かつ効

果的に供与するものでなければならない。 (規模)

- 第35条の3 就労選択支援の事業を行う者(以下 「就労選択支援事業者」という。)が当該事業 を行う事業所(以下「就労選択支援事業所」と いう。)は、10人以上の人員を利用させること ができる規模を有しなければならない。 (職員の配置)
- 第35条の4 就労選択支援事業者は、就労選択支 援事業所ごとに、次に掲げる職員を置かなけれ ばならない。
 - (1) 管理者
 - (2) 就労選択支援員(就労選択支援の提供に 当たる者として規則で定める者をいう。)
- 2 前項に定めるもののほか、就労選択支援事業 所の職員の配置の基準は、規則で定める。 (実施主体)
- 第35条の5 就労選択支援事業者は、就労移行支 援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービ ス事業者であって、過去3年間に当該事業者の 事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業 所に雇用されたものその他のこれらと同等の障 害者に対する就労支援の経験及び実績を有する 事業者でなければならない。

(準用)

第35条の6 第8条、第12条、第14条から第17条 の2まで、第19条から第21条まで、第23条及び 第26条の規定は、就労選択支援の事業について 準用する。この場合において、第12条第1項中 「療養介護計画(療養介護に係る個別支援計画 をいう。) に基づき、利用者の心身の状況等に 応じて」とあるのは「利用者の心身の状況等に 応じて」と読み替えるものとする。

(規模)

第36条の2 就労移行支援の事業を行う者(以下 「就労移行支援事業者」という。)が当該事業 を行う事業所(以下「就労移行支援事業所」と いう。)は、10人以上の人員を利用させること ができる規模を有しなければならない。

(職員の配置)

第38条 就労移行支援の事業を行う者は、当該事 第38条 就労移行支援事業者は、就労移行支援事 という。)ごとに、次に掲げる職員を置かなけ らない。 ればならない。

 $(1)\sim (4)$ -略-

(職員の配置)

業を行う事業所(以下「就労移行支援事業所」 業所ごとに、次に掲げる職員を置かなければな

 $(1)\sim (4)$ -略-

2及び3 一略一 (準用)

まで、第19条から第23条まで、第25条及び第26 条の規定は、就労移行支援の事業について準用 する。この場合において、第12条第1項中「療 養介護計画(療養介護」とあるのは「就労移行 支援計画(就労移行支援」と、第22条ただし書 及び第25条第1項中「生活介護事業所」とある のは「就労移行支援事業所(認定就労移行支援 事業所を除く。)」と読み替えるものとする。 (規模に関する特例)

第50条 多機能型による生活介護事業所(以下「多第50条 多機能型による生活介護事業所(以下「多 機能型生活介護事業所」という。)、自立訓練 (機能訓練) 事業所(以下「多機能型自立訓練 (機能訓練)事業所」という。)、自立訓練(生 活訓練) 事業所(以下「多機能型自立訓練(生 活訓練)事業所」という。)、就労移行支援事 業所(以下「多機能型就労移行支援事業所」と いう。)、就労継続支援A型事業所(以下「多 機能型就労継続支援A型事業所」という。)及 び就労継続支援B型の事業を行う事業所(以下 「多機能型就労継続支援B型事業所」という。) (以下「多機能型事業所」と総称する。) は、 一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員 (多機能型による指定児童発達支援(山形県指 定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関 する基準等を定める条例(平成24年12月県条例 第号。以下「指定通所支援基準条例」という。) 第5条に規定する指定児童発達支援をいう。) の事業、指定医療型児童発達支援(指定通所支 援基準条例第32条に規定する指定医療型児童発 達支援をいう。) の事業又は指定放課後等デイ サービス(指定通所支援基準条例第39条に規定 する指定放課後等デイサービスをいう。) の事 業(以下「多機能型児童発達支援事業等」とい う。)を一体的に行う場合にあっては、当該事 業を行う事業所の利用定員を含むものとし、宿 泊型自立訓練の利用定員を除く。)の合計が20 人以上である場合は、当該多機能型事業所の利 用定員を、次の各号に掲げる多機能型事業所の 区分に応じ、当該各号に掲げる人数とすること

ができる。

2及び3 - 略-(準用)

第39条 第8条、第12条、第14条から第17条の2 第39条 第8条、第12条、第14条から第17条の2 まで、第19条から第21条まで、第23条、第25条 及び第26条の規定は、就労移行支援の事業につ いて準用する。この場合において、第12条第1 項中「療養介護計画(療養介護」とあるのは「就 労移行支援計画(就労移行支援」と、第25条第 1項中「生活介護事業所」とあるのは「就労移 行支援事業所(認定就労移行支援事業所を除 く。)」と読み替えるものとする。

(規模に関する特例)

機能型生活介護事業所」という。)、自立訓練 (機能訓練) 事業所(以下「多機能型自立訓練 (機能訓練)事業所」という。)、自立訓練(生 活訓練)事業所(以下「多機能型自立訓練(生 活訓練)事業所」という。)、就労移行支援事 業所(以下「多機能型就労移行支援事業所」と いう。)、就労継続支援A型事業所(以下「多 機能型就労継続支援A型事業所」という。)及 び就労継続支援B型の事業を行う事業所(以下 「多機能型就労継続支援 B 型事業所」という。) (以下「多機能型事業所」と総称する。) は、 一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員 (多機能型による指定児童発達支援(山形県指 定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関 する基準等を定める条例(平成24年12月県条例 第号。以下「指定通所支援基準条例」という。) 第5条に規定する指定児童発達支援をいう。) の事業又は指定放課後等デイサービス (指定通 所支援基準条例第39条に規定する指定放課後等 デイサービスをいう。) の事業(以下「多機能 型児童発達支援事業等」という。)を一体的に 行う場合にあっては、当該事業を行う事業所の 利用定員を含むものとし、宿泊型自立訓練の利 用定員を除く。)の合計が20人以上である場合 は、当該多機能型事業所の利用定員を、次の各 号に掲げる多機能型事業所の区分に応じ、当該 各号に掲げる人数とすることができる。

山形県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(案) 新旧対照表

> 現 行

(障害者支援施設の一般原則)

第3条 一略一

2及び3 一略一

(職員の配置)

- 第10条 障害者支援施設は、施設長のほか、次の第10条 障害者支援施設は、施設長のほか、次の 各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定 める職員を置かなければならない。
 - (2) 生活介護を行う場合 次に掲げる職員 イ 一略一
 - ロ 看護職員(保健師又は看護師若しくは准 看護師をいう。以下同じ。)、理学療法士 又は作業療法士及び生活支援員

ハ 一略一

- (2) 自立訓練(機能訓練)を行う場合 次に 掲げる職員
 - イ 看護職員、理学療法士又は作業療法士及 び生活支援員

口 一略一

 $(3)\sim(6)$ 一略一

(施設障害福祉サービスの取扱方針)

第12条 一略一

改正案

(障害者支援施設の一般原則)

第3条 一略一

2及び3 一略一

- 4 障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重 及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地 域生活への移行に関する意向を把握し、当該意 向を定期的に確認するとともに、法第77条第3 項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援 事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携 を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活へ の移行に向けた措置を講じなければならない。
- 5 障害者支援施設は、利用者の当該障害者支援 施設以外における指定障害福祉サービス等の利 用状況等を把握するとともに、利用者の自己決 定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利 用者の当該障害者支援施設以外における指定障 害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的 に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援 事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を 行わなければならない。

(職員の配置)

- 各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定 める職員を置かなければならない。
 - (1) 生活介護を行う場合 次に掲げる職員 イ 一略一
 - ロ 看護職員(保健師又は看護師若しくは准 看護師をいう。以下同じ。)、理学療法士、 作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員 ハ 一略一
- (2) 自立訓練(機能訓練)を行う場合 次に 掲げる職員
 - イ 看護職員、理学療法士、作業療法士又は 言語聴覚士及び生活支援員

口一略一

 $(3)\sim(6)$ 一略一

(施設障害福祉サービスの取扱方針)

第12条 一略一

2 障害者支援施設は、利用者が自立した日常生 活又は社会生活を営むことができるよう、利用 者の意思決定の支援に配慮するよう努めなけれ ばならない。

山形県病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例(案)新旧対照表 第1条関係(山形県病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

現

改正案

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第6条 法第34条において準用する地方自治法第6条 法第34条において準用する地方自治法 (昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項 の規定により病院事業の業務に従事する職員の 賠償責任の免除について議会の同意を得なけれ ばならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額 が100万円以上である場合とする。

(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項 の規定により病院事業の業務に従事する職員の 賠償責任の免除について議会の同意を得なけれ ばならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額 が100万円以上である場合とする。

第2条関係(山形県公営企業の設置等に関する条例の一部改正)

現 行

改正案

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第6条 法第34条において準用する地方自治法第6条 法第34条において準用する地方自治法 (昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項 の規定により公営企業の業務に従事する職員の 賠償責任の免除について議会の同意を得なけれ ばならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額 が100万円以上である場合とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項 の規定により公営企業の業務に従事する職員の 賠償責任の免除について議会の同意を得なけれ ばならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額 が100万円以上である場合とする。

第3条関係(山形県流域下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

改正案

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第4条 法第34条において準用する地方自治法第4条 法第34条において準用する地方自治法 (昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項 の規定により流域下水道事業の業務に従事する 職員(以下「職員」という。)の賠償責任の免 除について議会の同意を得なければならない場 合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上 である場合とする。

(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項 の規定により流域下水道事業の業務に従事する 職員(以下「職員」という。)の賠償責任の免 除について議会の同意を得なければならない場 合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上 である場合とする。